

鳴門市高島団地B棟外部改修工事

図 面 目 録					
	表 紙	A-10	立 面 図 3	A-21	外壁劣化調査図・階段3
A-0	図 面 目 録	A-11	既 存 断 面 詳 細 図	A-22	外壁劣化調査図・北面バルコニー-1
A-1	特 記 仕 様 書 1	A-12	屋 上 防 水 改 修 図	A-23	外壁劣化調査図・北面バルコニー-2
A-2	特 記 仕 様 書 2	A-13	建具伏図（各階共通） 建具リスト		
A-3	特 記 仕 様 書 3	A-14	1・2階天井伏図	E-1	電気設備工事特記仕様書
A-4	配置図 付近見取図	A-15	3・R階天井伏図	E-2	電灯設備改修図
A-5	仕 上 表	A-16	外壁劣化調査立面図-1		
A-6	1階平面図 2・3階平面図	A-17	外壁劣化調査立面図-2		
A-7	4階平面図 屋根伏図	A-18	外壁劣化調査立面図-3		
A-8	立面図 1 外部仕上表	A-19	外壁劣化調査図・階段1		
A-9	立 面 図 2	A-20	外壁劣化調査図・階段2		

Ⅰ. 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																																																				
1. 工事名称	鳴 門 市 高 島 団 地 B 棟 外 部 改 修 工 事		◎工事カルテの作成、登録 請負者は、請負金額が2500万円以上の工事については、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき受注、変更、竣工及び訂正時ごとに「工事カルテ」を作成し、「工事カルテ」の写しを監督員に提出して、内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスク等により登録しなければならない。 登録は、受注時は契約締結後10日以内(ただし、土・日・祝日等は除く。)、訂正時は適宜とする。 また、その都度センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。 契約変更等により請負金額が2,500万円以上となった場合は、既登録はそのまみに、2,500万円以上工事として変更契約時の工事内容を変更時登録すること。 契約変更により請負金額が500万円未満となった場合は、その時点で登録を削除すること。 なお、請負金額が500万円未満であった工事が契約変更により500万円以上2,500万円未満になった場合においても新たに500万円以上2,500万円未満工事として、変更契約時の工事内容を受注時登録すること。	5. 施工調査	◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。、 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。																																																																																				
2. 工事場所	鳴門市鳴門町高島																																																																																								
3. 建物概要	鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積 1,857.8 m ²																																																																																								
4. 工事種目	外壁改修他・ 屋上防水改修 工事																																																																																								
5. 工事区分	建築工事・電気工事																																																																																								
6. 工 期	工事完成年月日は工事契約書による。			6. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 ◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。																																																																																				
Ⅱ. 建築工事仕様書		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																																																																																				
1章 一般共通事項																																																																																									
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等 ◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置するなどし、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し、施工するものとする。 ・施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・工事を行う上で 撤去移設をようする軽微な障害物の処理で、監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は、請負業者の負担とする。 ・工事実施にあたり、居住者などへの依頼、または周知するべきことについては、工事に先立ち事前に文書揭示および投函などにより、適切に周知すること。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適時 配置すること。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのフームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(フームの格納忘れを防止(警報)する装置、フームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。	3. 安全衛生管理	7. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 ◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は営業課へ問い合わせ、工事に支障のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。																																																																																			
		4. 工事現場管理		8. 施工	◎施工現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は営業課へ問い合わせ、工事に支障のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎他工事と取り分け区分																																																																																				
					<table><tr><th>項 目</th><th>建築工事</th><th>電気工事</th><th>管 工 事</th><th>空調工事</th><th>そ の 他</th></tr><tr><td>梁、壁、床スリープ入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上穴埋修繕</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>スリープ開口補強(鉄筋)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上(リシンプレン等)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>床、天井点検口</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>設備機器天井開口墨出</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上切込み及び開口補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>縦樋(GLまで)</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>盤、便器等の箱入れ</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>同上補強</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>給排水ガラリ取り付け</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>空調機器類の基礎工事</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○		同上穴埋修繕		○	○	○		スリープ開口補強(鉄筋)	○					同上(リシンプレン等)	○					床、天井点検口	○		○	○		設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(GLまで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○				
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																				
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○																																																																																					
同上穴埋修繕		○	○	○																																																																																					
スリープ開口補強(鉄筋)	○																																																																																								
同上(リシンプレン等)	○																																																																																								
床、天井点検口	○		○	○																																																																																					
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																					
同上切込み及び開口補強	○																																																																																								
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																						
縦樋(GLまで)	○																																																																																								
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																					
同上補強	○																																																																																								
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																								
空調機器類の基礎工事	○																																																																																								

鳴門市経済建設部まちづくり課	工 事 名	鳴 門 市 高 島 団 地 B 棟 外 部 改 修 工 事		記事	M. T. S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 1級建築士事務所 徳島県知事登録第71048号 TEL & FAX (088) 689-3832 一般建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A - 1
	図 面 名	特記仕様書	縮 尺			

特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項		特 記 事 項	
9. 技能士の適用	◎本工事の施行にあたっては、各工事にかかる当該業種の一級又は二級技能士の有資格者を努めて活用するものとする。	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。		
10. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。	2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、監督員の指示により決定する。	2. 改修工法の種類及び工程	◎降雨等に対する養生方法は、（上屋シート養生 ・ 下階天井養生 ・ その他（ ））とする。		
11. 工事検査及び技術検査	◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。	3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。	3. 既存下地の補修材料	◎アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。		
12. 完成図等	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	4. 養生	◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。	4. ルーフドレン回りの処理	◎端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は(図示)とする。		
13. 火災保険	◎提出書類 ・竣工図（製本 A2版 2部、A3版 1部とする。） ・工事写真（写真帳 2 部（着手前 ・ 工事中 ・ 竣工 ））、電子データ 1 部） ◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	5. 監督員事務所	◎外部足場(種類：枠組足場、仕様： 2 枚布、D=90cm、シート仕様：防災シート1 類) ・壁つなぎ間隔(水平方向： 8 m以下、鉛直方向： 9 m以下) ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。	5. 既存下地の補修及び処理	◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。		
	※提出部数は指示部数とする。	6. 工事用水電、電力等	◎内部足場(種類：脚立足場) ◎仮囲い(仕様： , H= ,) ◎ゲート(有 ・ 無、仕様：) ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること、また、安全管理も実施すること。	6. 合成高分子系ルーフィングシート防水	◎ルーフドレンの端部から(500mm ・ 300mm)の防水層及びシーリングを撤去し、ポリマーセメントモルタルで勾配1/2程度に仕上げること。		
	◎工事完成撮影は、専門家に(よる ・ よらない)ものとする。	7. 工事車両用駐車場 資材置場	◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	7. 塗膜防水	◎補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。		
	◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。		◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：)		◎合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。		
	◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)		◎仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。		◎機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。		
	◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。		◎監督員事務所は(設ける(面積 m ² 程度) ・ 設けない)		◎絶縁用シートは、発泡ポリエチレンシートとする。		
	◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。		◎既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。		◎プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。		
	◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。		◎既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償)		◎特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。		
			◎同用地は、(図示の場所に ・ 用意して いない)で業者にて)設けること。		◎脱気装置の仕様： ステンレス		
					◎ルーフドレンの材質規格： 改修用ドレイン（塩ビ成型）		
					◎工 法： L4X 種 別： X-2		
					◎塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。		
					◎プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗材等は主材料製造所の指定製品とする。		
</							

鳴門市経済建設部まちづくり課	工 事 名	鳴 門 市 高 島 団 地 B 棟 外 部 改 修 工 事		記事	M . T . S . プ ラ ン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088)689-3832 1 級建築士事務所 徳島県知事登録第71048号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A - 2
	図 面 名	特記仕様書 2				

3章 防水改修工事

特記事項

8. シーリング

◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。

◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。

◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。

◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行)・行わない)。

◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。

◎種類及び施工箇所

記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法
SR-1	1成分シリコン系				
SR-2	2成分シリコン系				
PS-2	ポリファルサイド系				
MS-2	変成シリコン	撤去、処分	サツ周	打ち替え	既存サイズ(15*10程度)
			耐震サツ目地	打ち替え	既存サイズ(20*10程度)
PU-2	ポリウレタン系	撤去、処分	打継、誘発目地	打ち替え	既存サイズ(20*10程度)

11. とい

◎この材種 塩ビ(既存)がVP

◎たてどい受金物の取付状況を確認し、不備のある場合は報告すること。 軽微な保守は本工事に含む。

◎改修用ルーフトレンの取付けはメーカー標準仕様 可。監督員に承認を得ること。

12. 漏水試験

◎屋内については、漏水試験を行う。

13. 防水保証

◎防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による(3・5・7・10)年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章 外壁改修工事

特記事項

1. 外壁改修の施工数量及び調査方法

◎当工事の積算計上数量は、1階部分、階段等可視部分の調査数量(作図表示)を基準として、全体数量との面積比率により算定した数量の70%を計上している。

◎足場設置後、施工前数量調査を実施する。

◎施工数量は、足場設置後の全体実施調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、市単価で行う)

◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。

2. 外壁改修工法の種類及び材料

◎コンクリート打ち放し仕上げ外壁

工法	ひび割れ部
樹脂注入工法 改標仕4.3.4	工法： 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量： ml/本 注入間隔： 通常200から300mm(現地状態形状による) エポキシ樹脂： JIS A 6024(低粘度形、中粘度形)
Uカットシール材 充填工法	材料：可とう性エポキシ樹脂(現地状態確認による) シーリング材：(1成分形又は2成分形ポリウレタン系シーリング)
シール工法	
欠損部 充填工法	材料：ポリマーセメントモルタル(現地状態による)

◎エポキシ樹脂及びポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。

◎鉄筋の腐食部には、防錆処理を行うこと。

3. 塗り仕上げ外壁改修工事

◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。

◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、 2. 外壁改修工法の種類と材料 による。

種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地 仕上	下地 調整	仕上 形状	工法	上塗材
薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材E	サンダー工法	打放し	C-1	砂壁状	D-ラ-塗 -
複層 仕上塗材 JIS A 6909	防水形 複層塗材E	高圧水洗工法 一部塗膜はく離工法	打放し	C-1 C-2	ゆず肌状 D-ラ-塗	つや有 シリ系

下地調整仕様 外壁部等既存仕上劣化防止材部(打放仕上部)は 現況状態確認の上協議を行うこと。

打放し仕上げ部は C2を想定している。

階段既存塗装仕上げ面は既存塗装剥離面が無いかを確認のこと。剥離部のある場合は協議が必要。

5章 塗装改修工事

特記事項

1. 一般事項

◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考
玄関・PSD7	B種	R B種	3級	
各種壁類	B種	R B種	3級	
樋、各種配管	B種	R B種	3級	
-				

玄関D7は階段側塗装、桧共、空き室(2戸)は内外共、桧共塗装

PSD7は内外共、桧共塗装

2. 耐候性塗料塗り(DP)

区分	種別	下地調整	さび止め塗料	備考
			屋外 屋内	
隔壁・桧	B種		R B種	

3. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

6章 ユニット及、その他工事

6章 環境配慮(グリーン)改修工事

特記事項

1. アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

◎既存の石綿含有塗装材の分析結果は貸与する。

◎事前の施工調査等を行っている。

・分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1

◎アスベスト粉塵濃度測定を(行)・行わない)。

・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法―第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。

・測定場所及び箇所は図示による。測定時期は、作業前・作業中・作業後 とする。測点は延12ヶ所

◎施工計画

(1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。

(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有吹付け材の除去

◎工法

(1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法、または労働安全衛生法 石綿障害予防規則(令和2年7月1日改正)及び大気汚染防止法(令和2年6月5日改正)に準拠した工法とする。

下記工法を想定している

主要工法 剥離剤併用手工具ケレン工法

主要工法 集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法(HEPAフィルター付集塵装置使用)

補完工法 剥離剤併用超音波ケレン工法

◎除去箇所一覧表

位置	部 位	箇所	建 材 種 別	面積
外壁	塗材吹付仕上げ面	壁・手摺	塗装下地材	図示
階段室	塗材吹付仕上げ面	壁・手摺・梁型	塗装下地材	図示

◎施工記録等

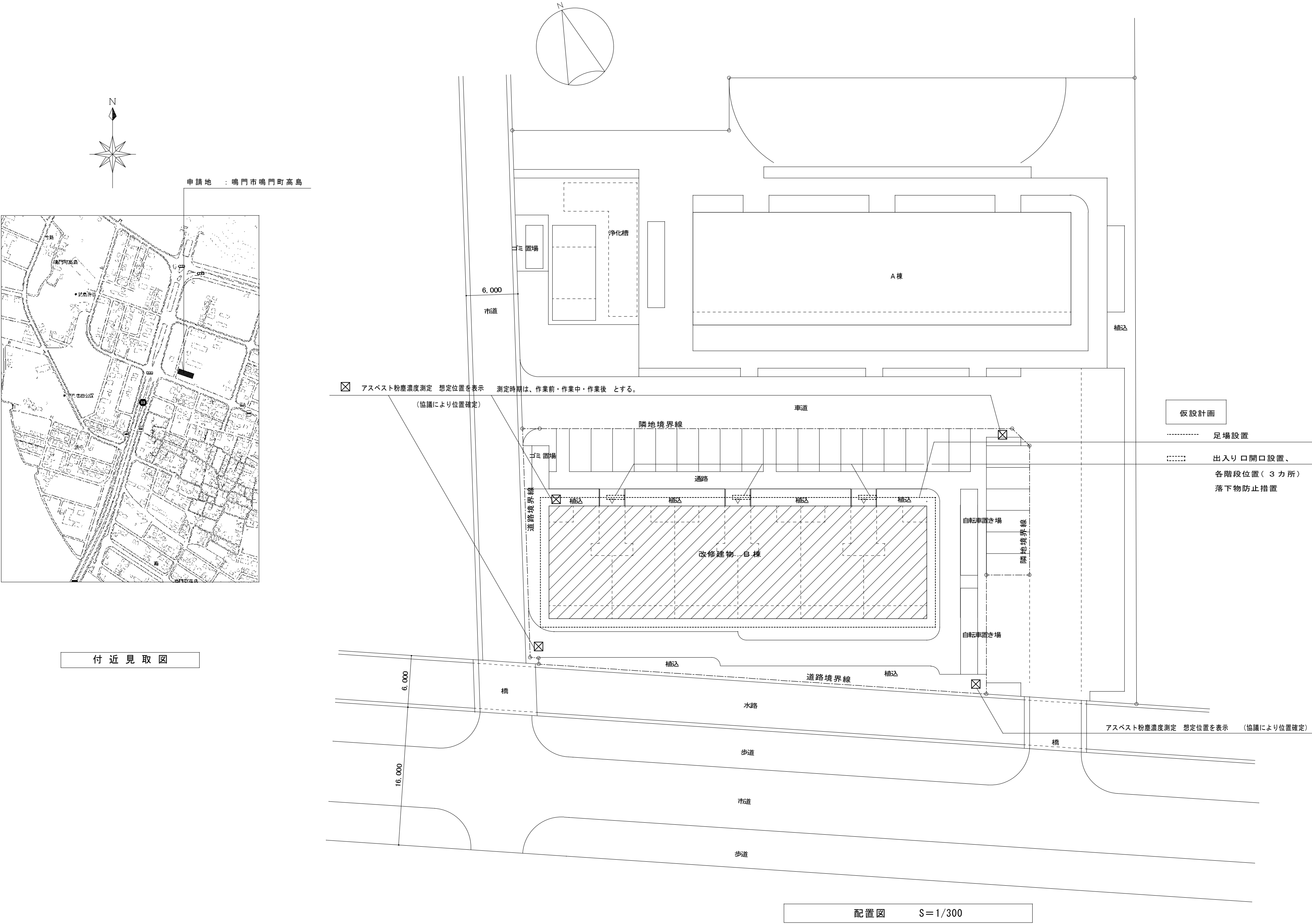
(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。

(2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。

◎外部足場設置にあたり、足場支持設置位置が塗装仕上げ面となる場合は、湿潤作業を原則とし、集塵装置付ディスクグラインダー等にて事前部分除去を行うこと。

関係法令、都道府県の条例等による発じんレベルに応じた 防護マスク 保護服を使用すること。

鳴門市経済建設部まちづくり課	工 事 名	鳴 門 市 高 島 団 地 B 棟 外 部 改 修 工 事		記事	M.T.S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第71048号 一級建築士 森 茂代 第18857号	図面 No. A-3
	図 面 名	特記仕様書 3	縮 尺			



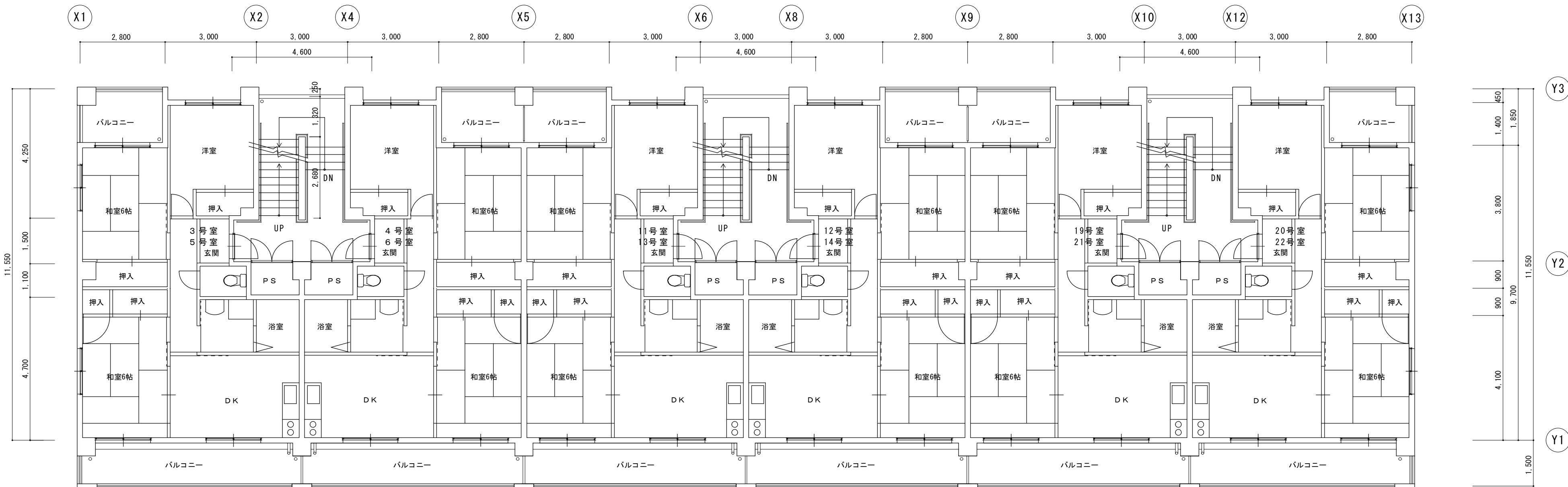
鳴門市経済建設部まちづくり課	工 事 名	鳴門市高島団地B棟外部改修工事		記事	M. T. S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 1級建築士事務所 徳島県知事登録第71048号	TEL & FAX (088) 689-3832 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. A-4
	図 面 名	配 置 図	付 近 見 取 図				
			縮 尺 1/300				

外部 仕上表												
部 位		改修前後		仕 上	工事内容	部 位		改修前後	仕 上	工事内容	部 位	工事内容
屋 根	屋 上	改修前	平 場	(既設防水層非撤去) 均しモルタル上シート防水、保護塗料塗	高圧水洗	外 壁	一 般	改修前	コンクリート打放 吹付タイル 柱、梁型 コンクリート打放反応型表面劣化防止剤塗	高圧水洗 -	其 の 他	玄関戸、P S 戸、電気メーター盤等塗装 下地調整 錆止塗の上 D P 塗 下記20ヶ所
			立上げ	(既設防水層 撤去) 均しモルタル上シート防水、保護塗料塗 端部7mmL 押	撤去 高圧水洗			改修後	高圧水洗 (劣化部除去) 下地調整の上 防水形複層塗材 E (トップコート水系シリコン2回) ローラー塗			西面分電盤 (S2) 1590*2330*390笠付 1 カ所 西階段水道検針盤 650*650*150 1 カ所
			笠木天	コンクリート金コテ押 反応型表面劣化防止剤塗	高圧水洗		階段室	改修前	壁 コンクリート打放リシン吹付け 巾木 コンクリート打放			階段室 1 階 (T1) 280*380*10 3 カ所 階段室 3 階 (T2) 280*380*10 3 カ所
			ドレイン	排水ルーフドレン (キャップ共)	撤去			改修後	壁 デッキブラシ等による水洗い (劣化部除去) 下地調整の上 外装薄塗材 E ローラー塗 巾木 コンクリート打放 既存のまま			警報器プレート 140*300 12カ所
		改修後	平 場	既設防水層非撤去、一部撤去部有 塩ビシート防水 (t = 1.5) + 断熱材 (t = 25) 機械固定工法	新設	巾 木		改修前	コンクリート打放	高圧水洗		バルコニー 中間ドレイン、ルーフドレイン 下地調整 錆止塗の上 D P 塗
			立上げ	既設防水シート撤去 下地調整樹脂モルタル塗 塩ビシート防水 (t = 1.5) 接着工法 端部7mmL 押	新設			改修後	コンクリート打放 既存のまま			バルコニー設備配管、外部配管類 既存 V P 管は D P 塗
			笠木天	下地調整樹脂モルタル塗 塗膜防水		サッシ廻	シーリング	改修前	シーリング	高圧水洗 撤去		縦 樋 既存のまま 各、南北バルコニー・階段室 換気ハッチ D P 塗 4 階各室
			ドレイン	改修用ドレイン 設置 周囲 樹脂モルタル塗調整補修	新設 (カバー工法)			改修後	シーリング 打替え	- -		階段室アルミ製手摺 既存のまま
	小 庇 (東西面)	改修前	平 場	コンクリート金コテ押 吹付タイル	高圧水洗 -	バルコニー	手 摺	改修前	アルミニウム合金製 -	- -	階段室各所、東西面1階部照明 取替 電気工事 (本工事に含む)	
			見 付	コンクリート打放 吹付タイル	高圧水洗 -			改修後	既存のまま -	-	現況設置物置、移動復旧 2カ所 衛星放送アンテナ、仮移動設置、再取付 2カ所	
		改修後	平 場	高圧水洗 (劣化部除去) 下地調整の上 防水形複層塗材 E			隔 壁	改修前	枠、中棧支持棧 アルミ製 隔壁材 塗装仕上げ		空調屋外機 仮移動再設置 各階、階表示プレート 取り外し再取付	
			見 付	(トップコート水系シリコン2回) ローラー塗 -				改修後	枠、中棧支持棧 既存のまま 隔壁材 下地調整の上 E P - G 塗		各階段 1 階郵便受有 各階段 1 階掲示板 取り外し、再取付	
軒 天	バルコニー・底 小庇 階段室	改修前	コンクリート打放 アクリルリシン吹付 階段室4階 ケイ酸カルシウム板 E P 塗				床	改修前	防水モルタル塗	-		
		改修後	デッキブラシ等による水洗い下地調整のうえ外装薄塗材 E ローラー塗 階段室4階 ケイ酸カルシウム板 E P - G 塗					改修後	床、既存のまま 高圧水洗、下地調整樹脂モルタル塗 既存取合い目地シーリング打ち替え 空室部 塗膜防水 (立上り共)			

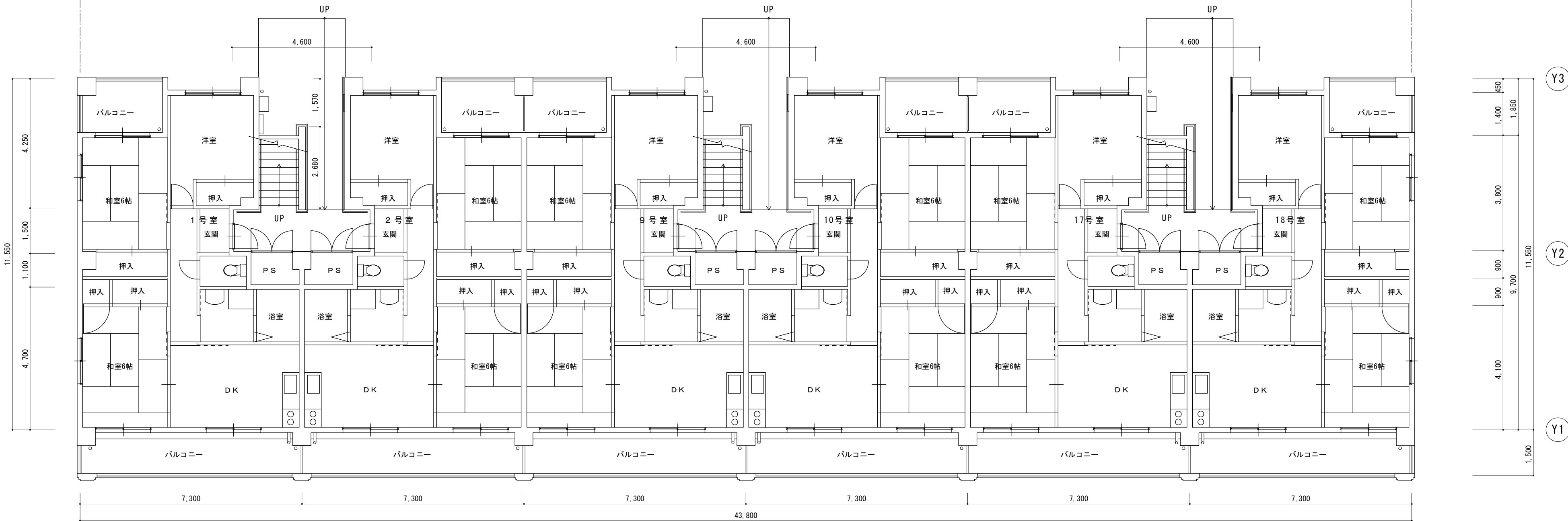
コンクリート爆裂、クラック等の補修箇所は、補修前に塗装仕上げ下地調整材の部分除去を事前に行うこと。	
外壁、軒天、階段室内部 既存仕上げの下地調整塗材は、7スベスト含有塗材	

(塗装記号) OP・・・油性ペイント
SOP・・・合成樹脂調合ペイント
CL・・・クリラック
DP・・・耐候性塗料
EP-G・・・つや有合成樹脂エポキシペイント
EP・・・合成樹脂エポキシペイント
EP-T・・・合成樹脂エポキシペイント模様塗料
UC・・・ウレタン樹脂ニス
OS・・・オイルスチン
WP・・・木材保護塗料
AEP・・・合成樹脂エポキシペイントアクリル系
VP・・・塩化ビニル樹脂塗料

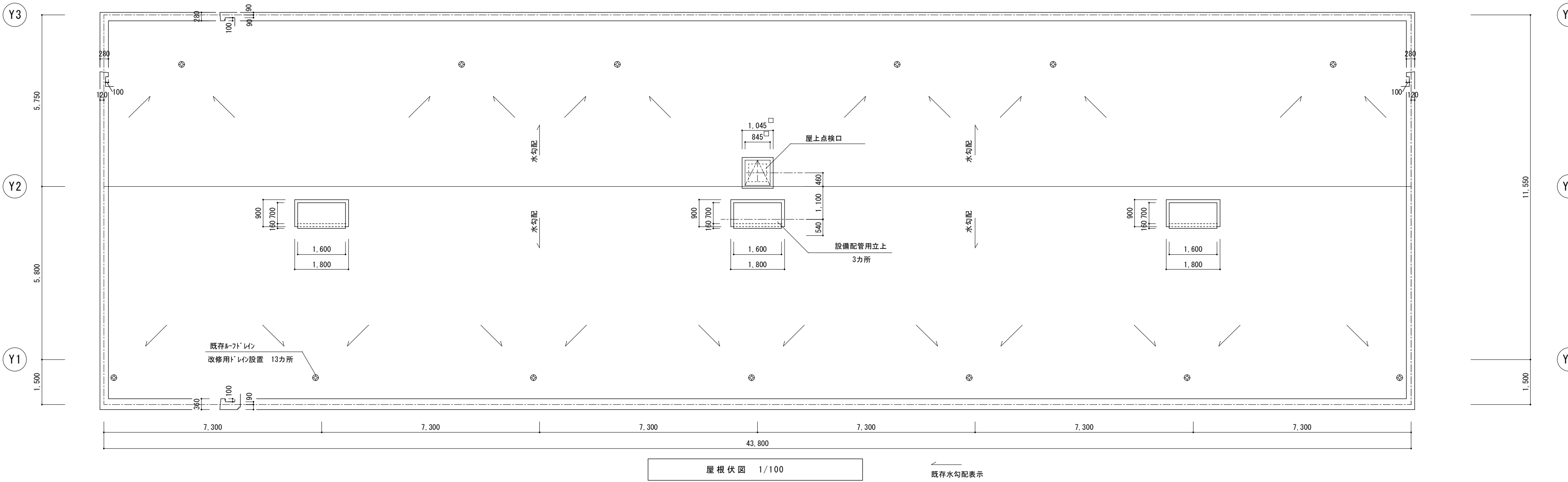
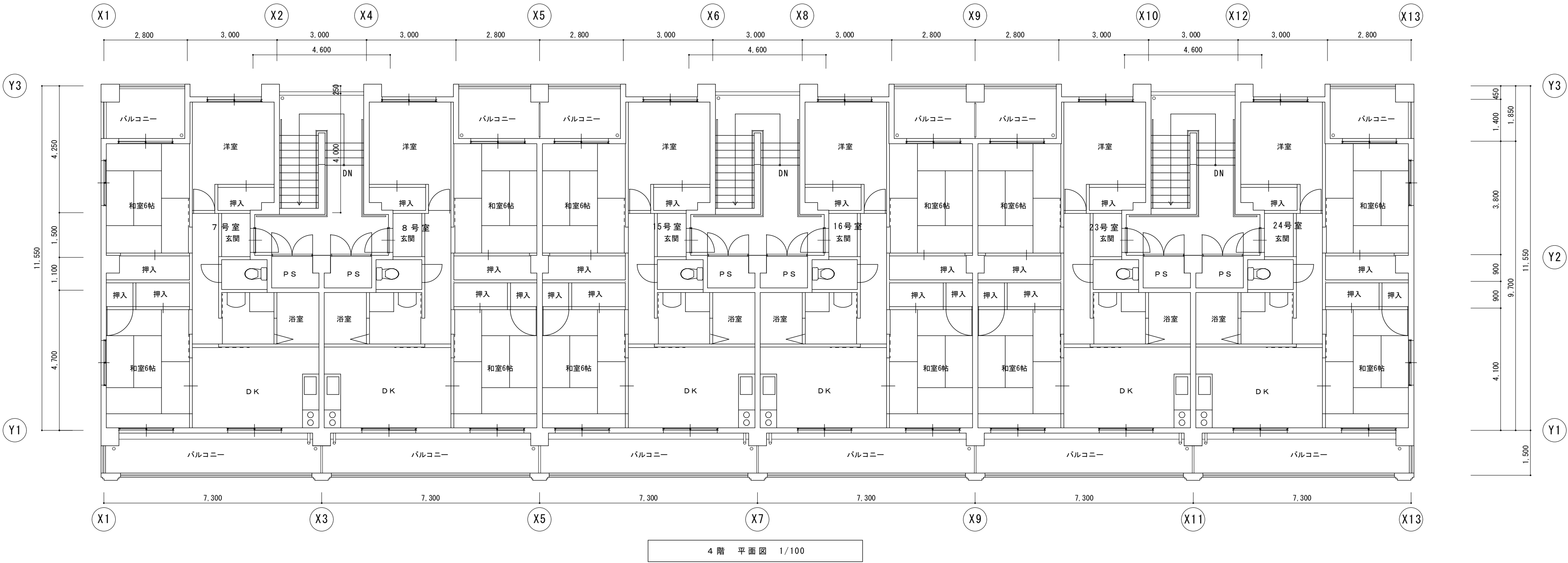
鳴門市経済建設部まちづくり課	工 事 名	鳴門市高島団地B棟外部改修工事		記事	M.T.S.プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第71048号 一級建築士 森 茂代 第18857号	図面 No. A-5
	図 面 名	仕 上 表				

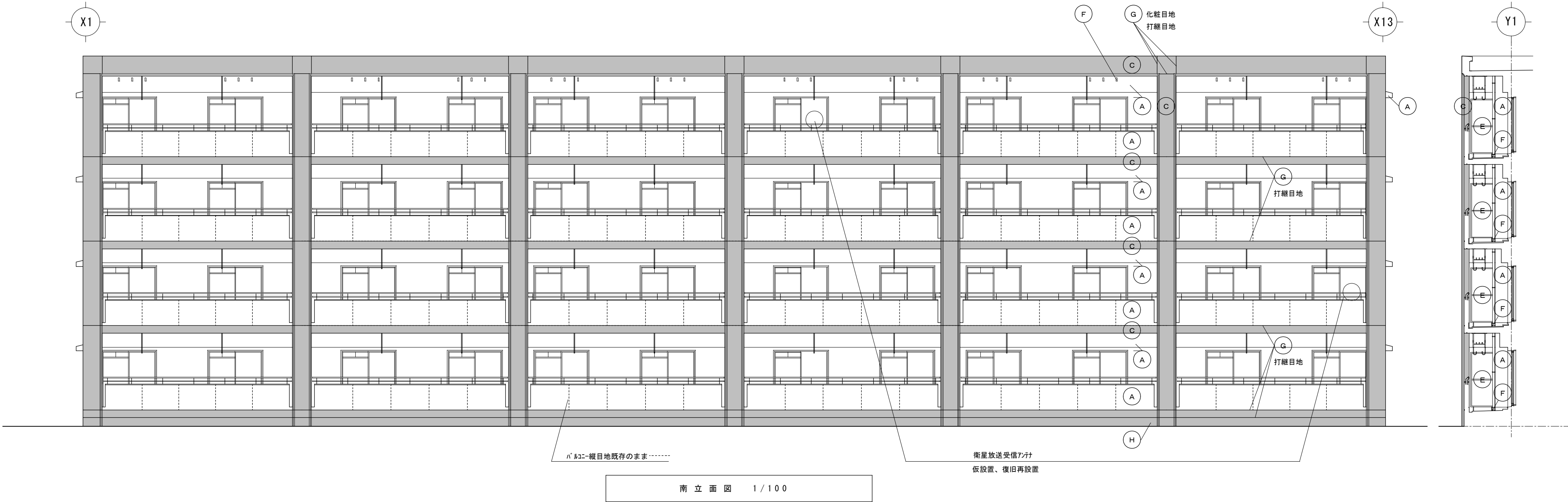


2. 3 階 平面図 1/100

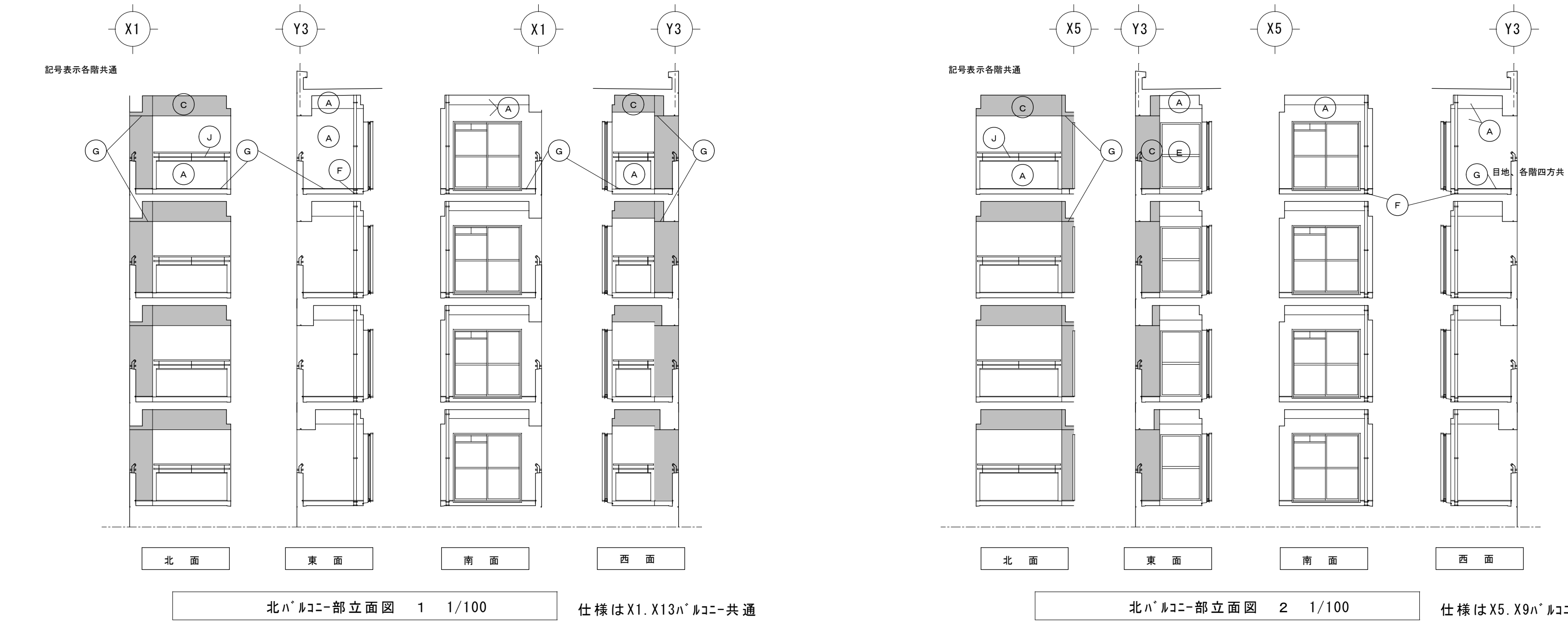
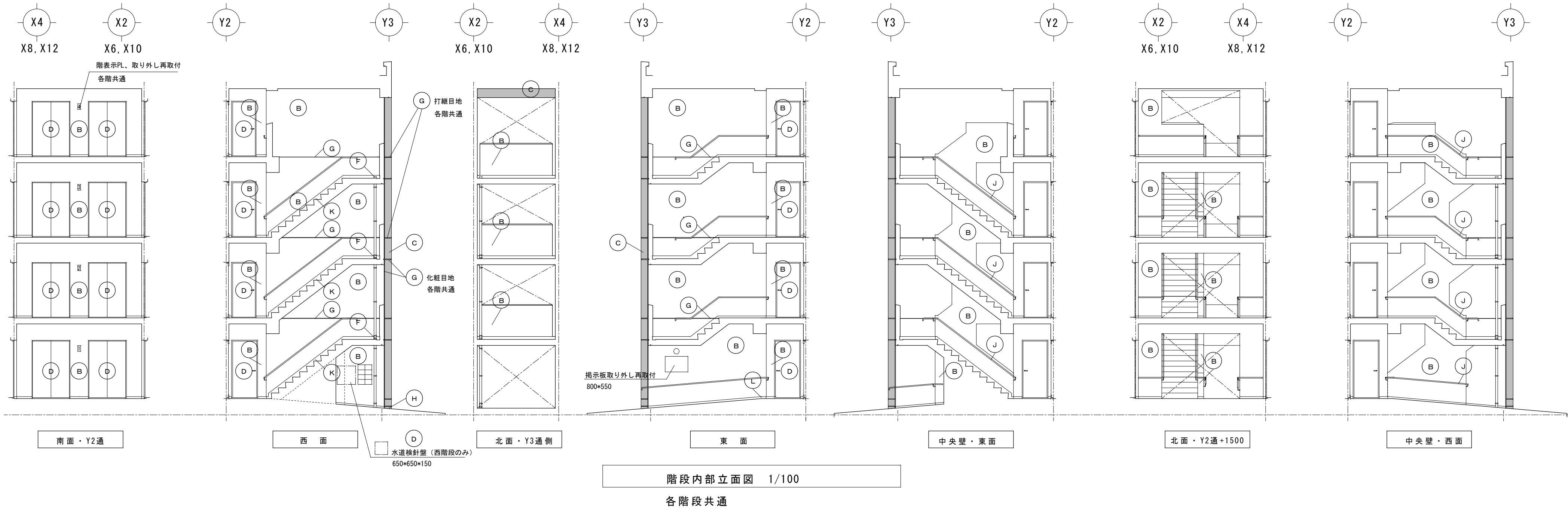


1 階 平面図 1/100





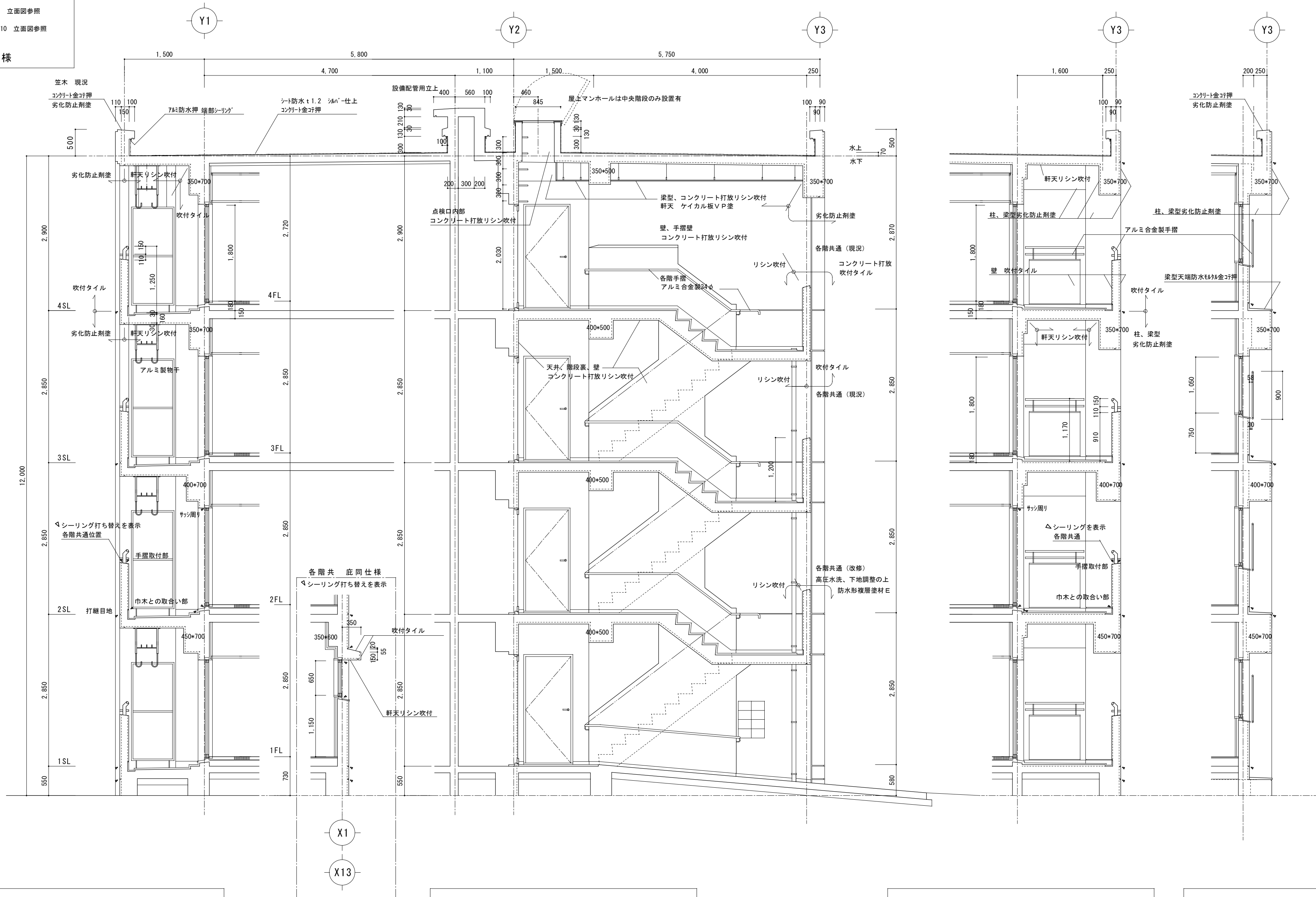
外部改修仕上表			
記 号	仕 上	記 号	仕 上
Ⓐ	高圧水洗(劣化部除去)下地調整の上 防水形複層塗材 E (トップコート水系シリコン2回)ローラー塗 既存吹付け仕上	Ⓗ	高圧水洗 既存 劣化防止剤塗仕上
Ⓑ	ゲッキツ等による水洗い下地調整の上 外装薄塗材 E ローラー塗	Ⓘ	高圧水洗 下地調整の上 塗膜防水塗
Ⓒ	高圧水洗(劣化部除去)下地調整の上 防水形複層塗材 E (トップコート水系シリコン2回)ローラー塗 既存 劣化防止剤塗仕上	Ⓙ	アルミ製手摺 既存のまま
Ⓓ	下地調整の上 DP塗 玄関ドア、PSドア 各種壁等 -		
Ⓔ	ゲッキツ等による水洗い下地調整の上 EP-G塗 4階階段軒天 南、北パルコニ隔壁		-
Ⓕ	下地調整の上 DP塗 各種配管類 中間、ルーフドレン	・ 階段室、東西1階壁面 照明取替	
Ⓖ	収縮目地、打継目地等 シーリング打替え	・ 建具廻り、耐震スリット シーリング打ち替え	



外部改修仕上表	
記 号	仕 上
(A)	防水形複層塗材Eローラ塗
(B)	外装薄塗材E ローラ塗
(C)	防水形複層塗材Eローラ塗 (既存 劣化防止剤塗仕上)
(D)	D P 塗
(E)	E P - G 塗
(F)	D P 塗
(G)	目地シーリング 打替え
(H)	高圧水洗 既存 劣化防止剤塗仕上
(I)	塗膜防水塗
(J)	アルミ合金製手摺 既存のまま
(K)	巾木既存のまま
(L)	既存吹付け仕上

- * 屋上屋根改修 A-12屋根伏図参照
- * 外壁改修 A-8, 9 立面図参照
- * 階段室他改修 A-10 立面図参照

作図は現況仕様

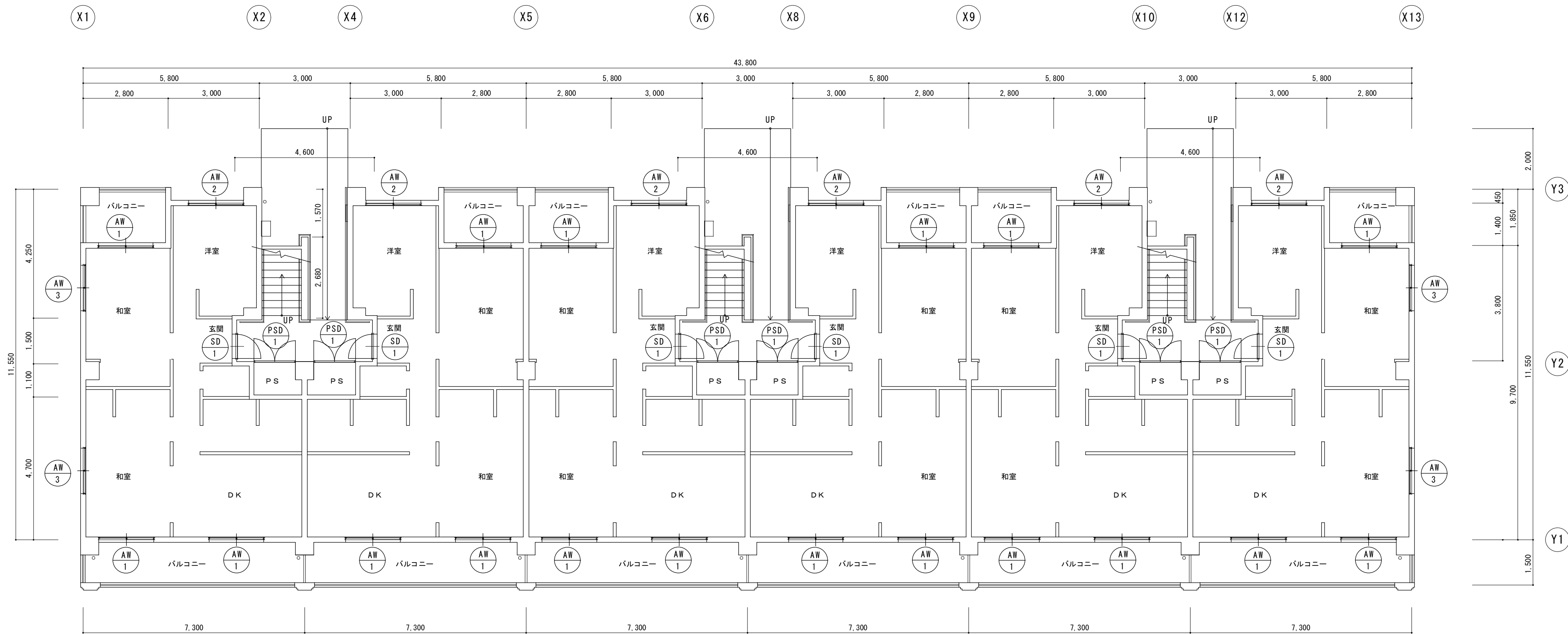


南バルコニー部断面詳細図 S = 1 : 50

既存階段断面詳細図 S = 1 : 50

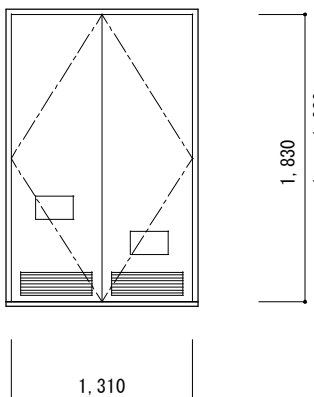
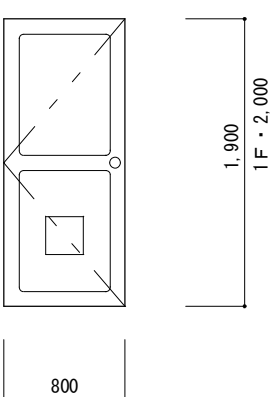
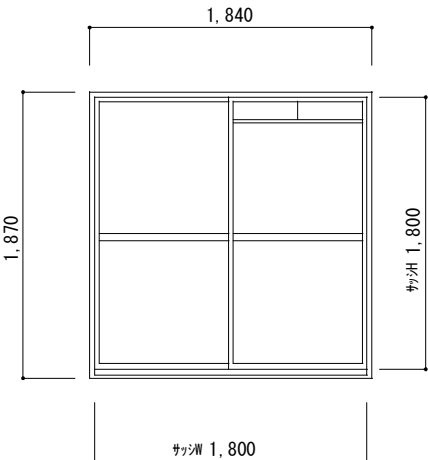
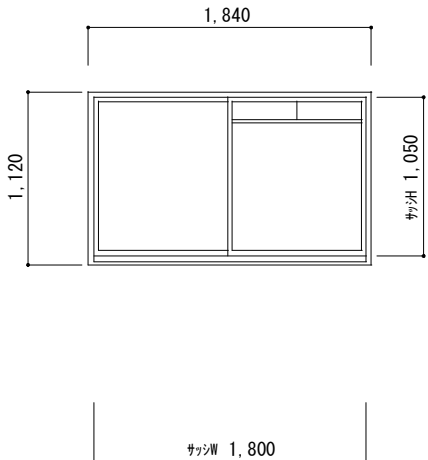
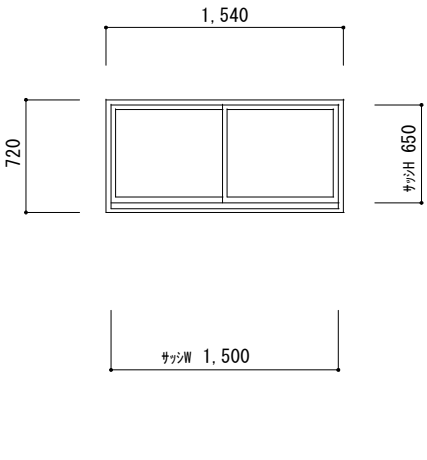
北バルコニー部断面詳細図 S = 1 : 50

Y3通断面図



建具配置図（各階共通） 1/100

建具リスト 1/50

記 号・名 称	PSD1 PS 用 スチール 戸	SD1 玄関 スチール 戸	AW1 引き違いアルミ戸	AW2 引き違いアルミ窓	AW3 引き違いアルミ窓	
形 状	 1 F・1,930 1 F・1,930 1,310	 1 F・2,000 1 F・850	 1,840 1,870 1,800 1,800	 1,840 1,120 1,050 1,800	 1,540 720 650 1,500	
室 名・数 量	階段室 24箇所	玄関 24箇所	DK、和室 72箇所	洋室 24箇所	和室 16箇所	
備 考	サッシ周囲シーリング 打替え	サッシ周囲シーリング 打替え	サッシ周囲シーリング 打替え	サッシ周囲シーリング 打替え	サッシ周囲シーリング 打替え	
そ の 他	DP 塗替え 枠共	DP 塗替え 枠共				

																					南面	4 階 計
コンクリートクラック (巾0.2mm～1.0mm)	K-1 L300+300	K-2 L500+300	K-3 L500	K-4 L1800	K-5 L500	K-6 L800	K-7 L800	K-8 L600	K-9 L500	K10 L500	K11 L400	K12 L500	K13 L400	K14 L400		K-15 L400	K-16 L400	K-17 L400	K-18 L400	K-19 L500+300	11.5 m	
塗材事前撤去	T-1 L300+300	T-2 L500+300	T-3 L500	T-4 L1800	T-5 L500	T-6 L800	T-7 L800	T-8 L600	T-9 L500	T-10 L500	T-11 L400	T-12 L500	T-13 L400	T-14 L400		T-15 L400	T-16 L400	T-17 L400	T-18 L400	T-19 L500+300	W100 11.5 m (19ヶ所)	
爆裂部								手摺裏面														



																																南面 計	
コンクリートクラック (巾0.2mm～1.0mm)	K-1 L150+150 手摺天	K-2 L300	K-3 L1100	K-4 L150+天150	K-5 L300	K-6 L300	K-7 L400	K-8 L400	K-9 L150+天150	K-10 L150+天150	K-11 L400	K-12 L400	K-13 L1100	K-14 L400	K-15 L400	K-16 L150+天150	K-17 L150+天150	K-18 L300	K-19 L1200	K-20 L150+天150	K-21 L150+天150	K-22 L300	K-23 L1200	K-24 L200	K-25 L400	K-26 L400	K-27 L150+天150	K-28 L600+天150	K-29 L500	K-30 L500	K-31 L700	K-32～61 L100 *30 手摺天場	17.65 m
塗材事前撤去	T-1 L150+150 手摺天	T-2 L300	T-3 L1100	T-4 L150+天150	T-5 L300	T-6 L300	T-7 L400	T-8 L400	T-9 L150+天150	T-10 L150+天150	T-11 L400	T-12 K-12 L400	T-13 L1100	T-14 L400	T-15 L400	T-16 L150+天150	T-17 L150+天150	T-18 L300	T-19 L1200	T-20 L150+天150	T-21 L150+天150	T-22 L300	T-23 L1200	T-24 L200	T-25 L400	T-26 L400	T-27 L150+天150	T-28 L600+天150	T-29 L500	T-30 L500	T-31 L700	T-32～61 L100 *30 手摺天場	W100 17.65 m (61ヶ所) m
爆裂部																																	
その他																																	

南面立面図 1/100

損傷位置表示

凡例	外壁		
	K-	コンクリートクラック	亀裂補修 (巾0.2mm～1.0mm) ①※ 杉樹脂注入工法
	T-	塗材事前撤去	既存塗装材の撤去 クラック部W100程度
	B-	爆裂部	RC面 発錆鉄筋部鎖止め ※ リマ-樹脂モルタル

* 図示は、1階、空室等目視可能部のみ調査の参考図面

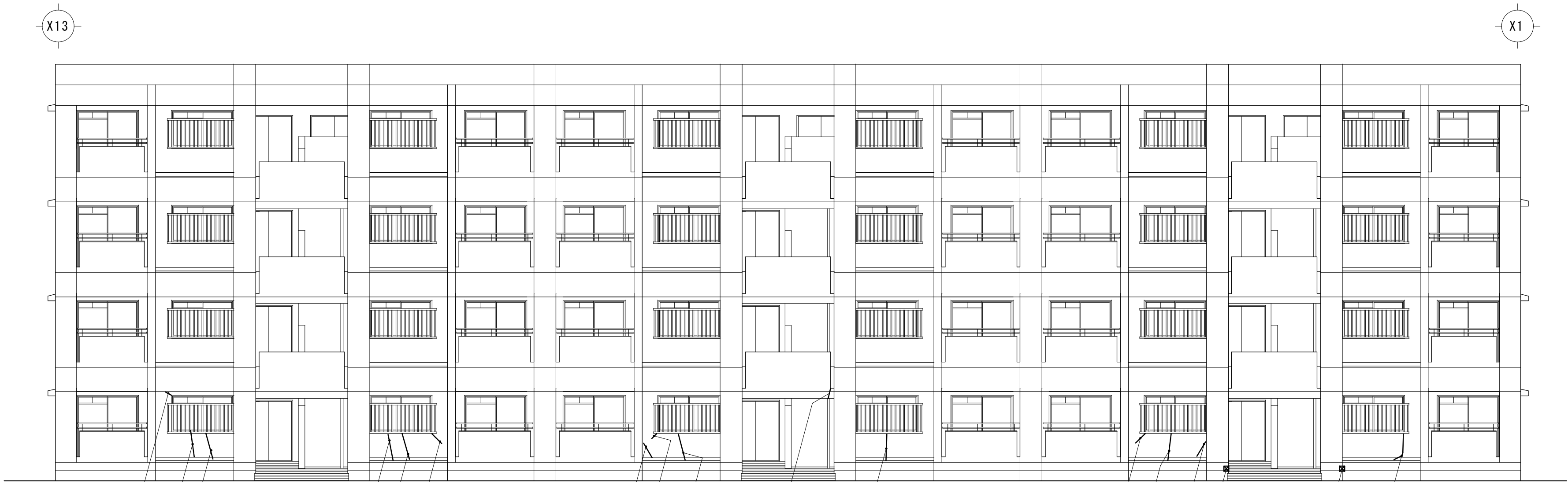
工事仮設足場設置後、外壁全面の調査を行い、調査図面作成後、
施工内容を協議の上決定の後、補修工事を行うこと。ハルコニ-塗膜防水、同様

* 塗材事前撤去

クラック補修ヶ所は注入ヶ所毎に、クラック部長さ W100程度

爆裂部は、爆裂部W、H共 補修部分+100程度

損傷状況	南面計	北面計	東、西面計	西階段計	中央階段計	東階段計	北面 ハルコニ-1計	北面 ハルコニ-2計	合計	補修仕様
コンクリートクラック (巾0.2mm～1.0mm)	17.65 m	8.7 m	19.4 m	21.35 m	14.7 m	14.8 m			96.6 m	樹脂注入工法
				天井 10.1 m	天井 5.55 m	天井 2.4 m	4階空き室 7.3 m	調査住戸 0.7 m	天井 18.05 m	
	調査住戸 11.5 m					調査住戸天井 8.8 m	調査住戸 3.9 m	調査住戸 32.2 m		
コンクリートクラック (巾1.0mm以上)	LK-									Uカット-ル材 充填工法
爆裂部	B-	2ヶ所	8ヶ所				11ヶ所		21ヶ所	
塗材事前撤去 W100	T-	17.65 m	8.7 m	19.4 m	31.45 m	20.25 m	17.2 m		114.65 m	下地調整材 除去 (セメント質材料7スヘ'スト含有)
	調査住戸	11.5 m				4階空き室 調査住戸天井 8.8 m	1.7 m 8.8 m	0.7 m 3.9 m	26.6 m	



																			北面計	
コンクリートクラック (巾0.2mm～1.0mm)	K-1 L200	K-2 L800	K-3 L800		K-4 L800	K-5 L800	K-6 L400		K-7 L500	K-8 L200	K-9 L800	天井に記載	K-10 L800		K-11 L400	K-12 L800	K-13 L500		K-14 L900	8.7 m
塗材事前撤去	T-1 L200	T-2 L800	T-3 L800		T-4 L800	T-5 L800	T-6 L400		T-7 L500	T-8 L200	T-9 L800		T-10 L800		T-11 L400	T-12 L800	T-13 L500		T-14 L900	W100 8.7 m (14ヶ所)
爆裂部																	B-1 0.01㎡	B-2 0.01㎡		0.02 ㎡ (2ヶ所)
その他																				

北面立面図 1/100

損傷位置表示

凡例	外壁		
	K-	コンクリートクラック	亀裂補修（巾0.2mm～1.0mm） Ⅰ※ 杉樹脂注入工法
	T-	塗材事前撤去	既存塗装材の撤去 クラック部W100程度
	B-	爆裂部	RC面 発錆鉄筋部錆止め ※ リマ-樹脂モルタル

* 図示は、1階、空室等目視可能なみ調査の参考図面

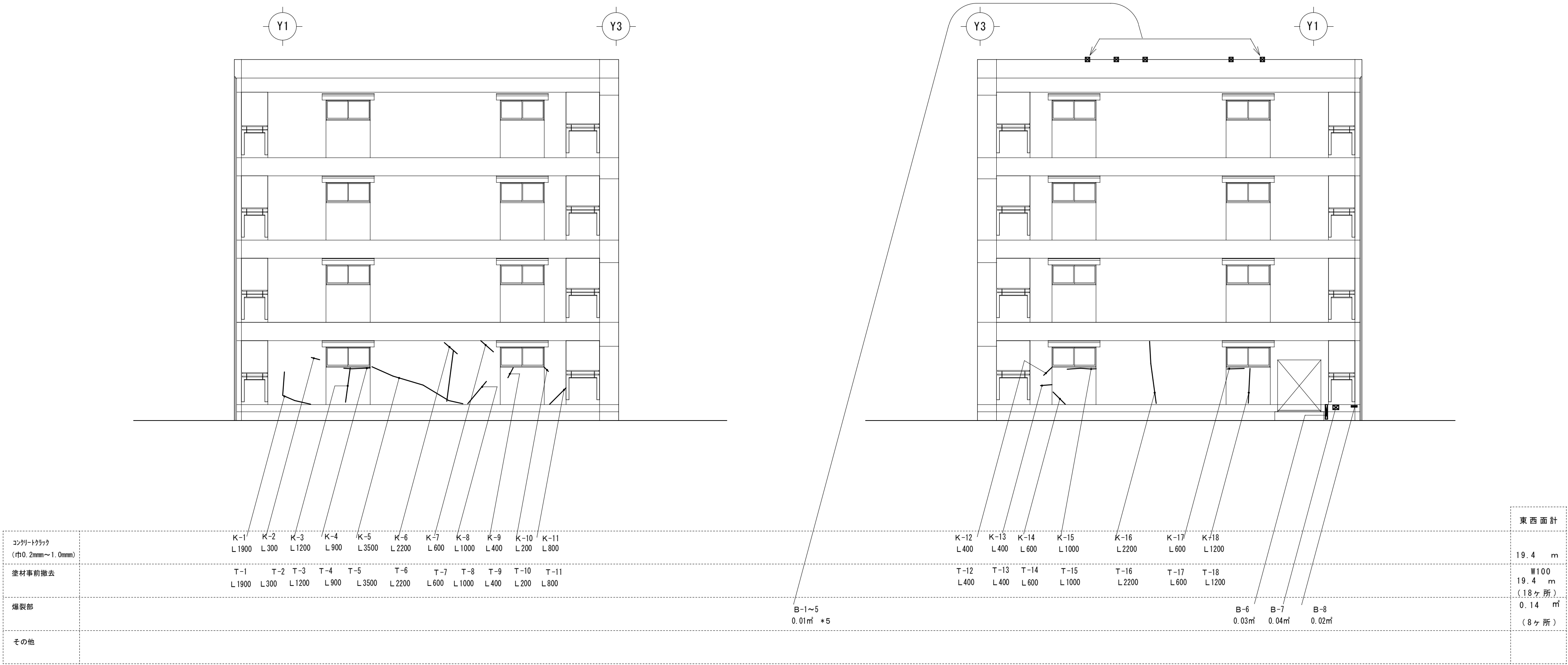
工事仮設足場設置後、外壁全面の調査を行い、調査図面作成後、

施工内容を協議の上決定の後、補修工事を行うこと。ハルコニ-塗膜防水、同様

* 塗材事前撤去

クラック補修ヶ所は注入ヶ所毎に、クラック部長さ W100程度

爆裂部は、爆裂部W、H共 補修部分+100程度



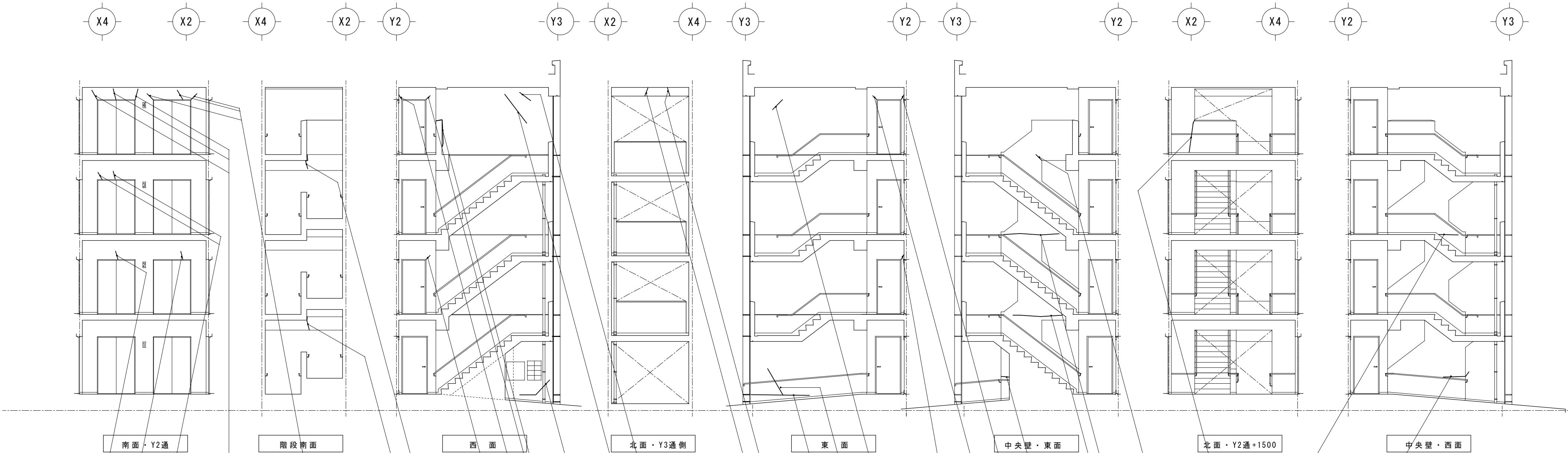
東面立面図 1/100

西面立面図 1/100

損傷位置表示

凡例	外壁		
	K-	コンクリートクラック	亀裂補修 (巾0.2mm~1.0mm) Ⅰ※ 樹脂注入工法
	T-	塗材事前撤去	既存塗装材の撤去 クラック部W100程度
	B-	爆裂部	RC面 発錆鉄筋部錆止め ※Ⅱ※樹脂モルタル

* 図示は、1階、空室等目視可能部のみ調査の参考図面
工事仮設足場設置後、外壁全面の調査を行い、調査図面作成後、
施工内容を協議の上決定の後、補修工事を行うこと。ハ'ルコニ-塗膜防水、同様
* 塗材事前撤去
クラック補修ヶ所は注入ヶ所毎に、クラック部長さ W100程度
爆裂部は、爆裂部W、H共 補修部分+100程度



	(K-30)																																西 階 段 面 計											
コンクリートクラック (巾0.2mm～1.0mm)	K-1 L 300	K-2 L 300	K-3 L 300	K-4 L 300	K-5 L 400	K-6 L 400	K-7 L 400	K-8 L 300	K-9 L 400	K-10 L 300	K-11 L 500		K-12 L 500	K-13 L 150	K-14 L 200	K-15 L 200	K-16 L 1300	K-17 L 1300	K-18 L 500	K-19 L 300		K-20 L 300	K-21 L 2100	K-22 L 1100	K-23 L 500	K-24 L 200	K-25 L 200	K-26 L 200	(K-31)	K-27 L 1800	K-28 L 2200	K-29 L 300	K-30 L 1100+200+800 +手摺天+裏面	K-31 L 700	K-32 L 800+200+300	21.35 m								
塗材事前撤去	T-1 L 300	T-2 L 300	T-3 L 300	T-4 L 300	T-5 L 400	T-6 L 400	T-7 L 400	T-8 L 300	T-9 L 400	T-10 L 300	T-11 L 500		T-12 L 500	T-13 L 1500	T-14 L 200	T-15 L 200	T-16 L 1300	T-17 L 1300	T-18 L 500	T-19 L 300		T-20 L 300	T-21 L 2100	T-22 L 1100	T-23 L 500	K-24 L 200	K-25 L 200	T-26 L 200	(T-30)	T-27 L 1800	T-27 L 2200	T-29 L 300	T-30 L 1100+200 手摺天	T-31 L 700	T-32 L 800+200+300	W100 21.35 m (32ヶ所) ㎡								
爆裂部																																												
コンクリートクラック 天井部 (巾0.2mm～1.0mm)																			K-33 L 900	K-34 L 400	K-35 L 600	K-36 L 600	K-37 L 1200	K-38 L 600	K-39 L 2000	K-40 L 1200	K-41 L 1200											K-42 L 300	K-43 L 300			K-44 L 400	K-45 L 400	10.1 m
塗材事前撤去 天井部																			K-33 L 900	K-34 L 400	K-35 L 600	K-36 L 600	K-37 L 1200	K-38 L 600	K-39 L 2000	K-40 L 1200	K-41 L 1200											K-42 L 300	K-43 L 300			K-44 L 400	K-45 L 400	W100 10.1 m (13ヶ所)

西 階段内、立面図 1/100

損傷位置表示

凡例	外壁		
	K-	コンクリートクラック	亀裂補修 (巾0.2mm～1.0mm) 珪酸樹脂注入工法
	T-	塗材事前撤去	既存塗装材の撤去 クラック部注入ヶ所、W100程度
	B-	爆裂部	RC面 発錆鉄筋部錆止め ポリマー樹脂モルタル

* 図示は、1階、空室等目視可能部のみ調査の参考図面

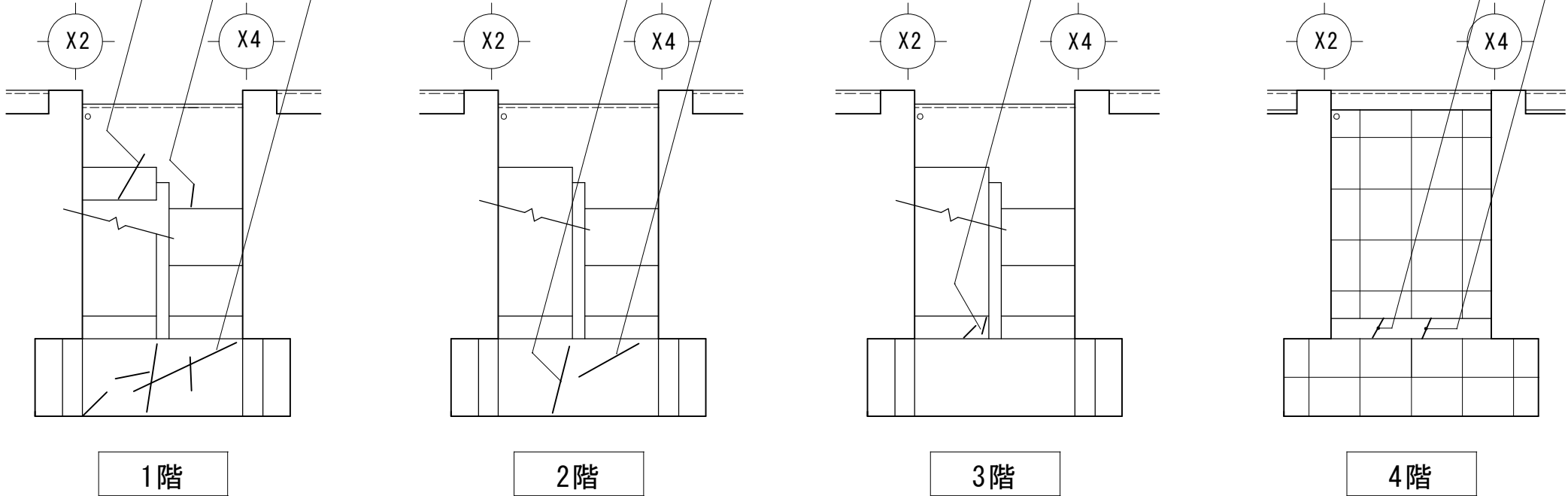
工事仮設足場設置後、外壁全面の調査を行い、調査図面作成後、

施工内容を協議の上決定の後、補修工事を行うこと。ハルコニ塗膜防水、同様

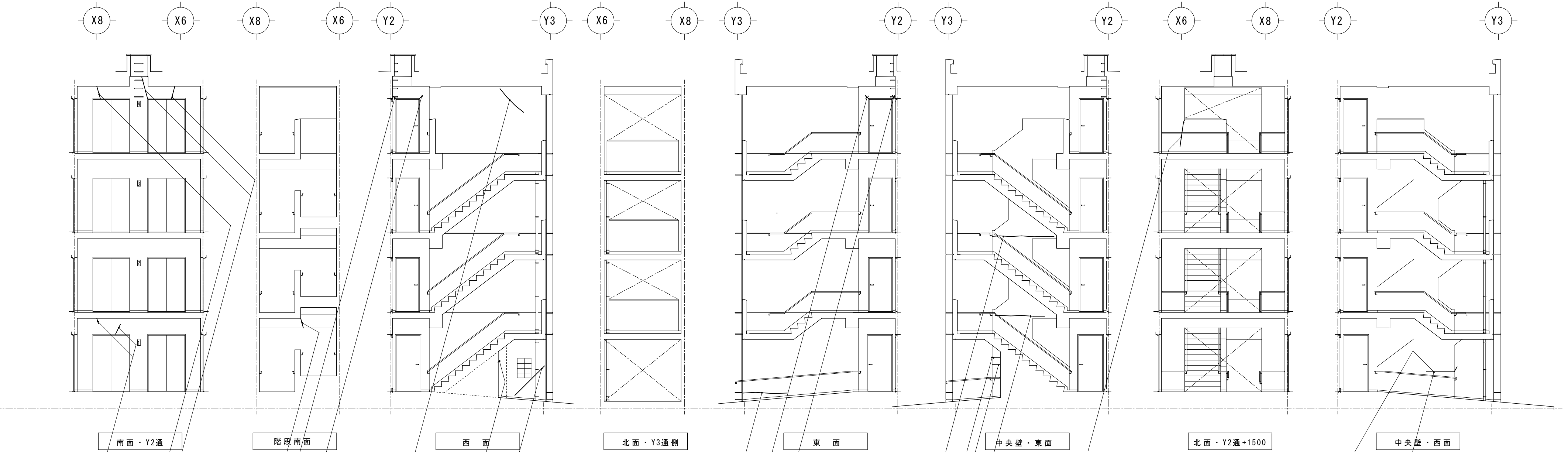
* 塗材事前撤去

クラック補修ヶ所は注入ヶ所毎に、クラック部長さ W100程度

爆裂部は、爆裂部W、H共 補修部分+100程度



西 階段天井伏せ図 1/100



																			中央階段面計	
コンクリートクラック (巾0. 2mm～1. 0mm)	K-1 L 200	K-2 L 400	K-3 L 400	K-4 L 800	K-5 L 400	K-6 L 400	K-7 L 150	K-8 L 100	K-9 L 1200	(K-15)	K-10 L 1500	K-11 L 1600	K-12 L 150	K-13 L 100	K-14 L 2200	(K-18) K-15 L 200+300	K-16 L 1900	K-17 L 1000+200 手摺天	K-18 L 1000+200+300	14. 7 m
塗材事前撤去	T-1 L 200	T-2 L 400	T-3 L 400	T-4 L 800	T-5 L 400	T-6 L 400	T-7 L 150	T-8 L 100	T-9 L 1200	T-10 L 500	T-11 L 1500	T-12 L 1600	T-13 L 150	T-14 L 100	T-15 L 2200	(T-18) T-16 L 1900	T-17 L 1000+200 手摺天	T-18 L 1000+200+300	W100 14. 7 m (18ヶ所)	
爆裂部																			m	
コンクリートクラック 天井部 (巾0. 2mm～1. 0mm)																			5. 55 m	
塗材事前撤去 天井部																			W100 5. 55 m (7ヶ所)	

中央 階段内、立面図 1/100

損傷位置表示

凡 例	外 壁			
	K-	コンクリートクラック	亀裂補修 (巾0.2mm～1.0mm)	エポキシ樹脂注入工法
	T-	塗 材 事 前 撤 去	既存塗装材の撤去	クラック部注入ヶ所、W100程度
	B-	爆 裂 部	RC面	発錆鉄筋部錆止め ポリマー樹脂モルタル

* 図示は、1階、空室等目視可能部のみ調査の参考図面

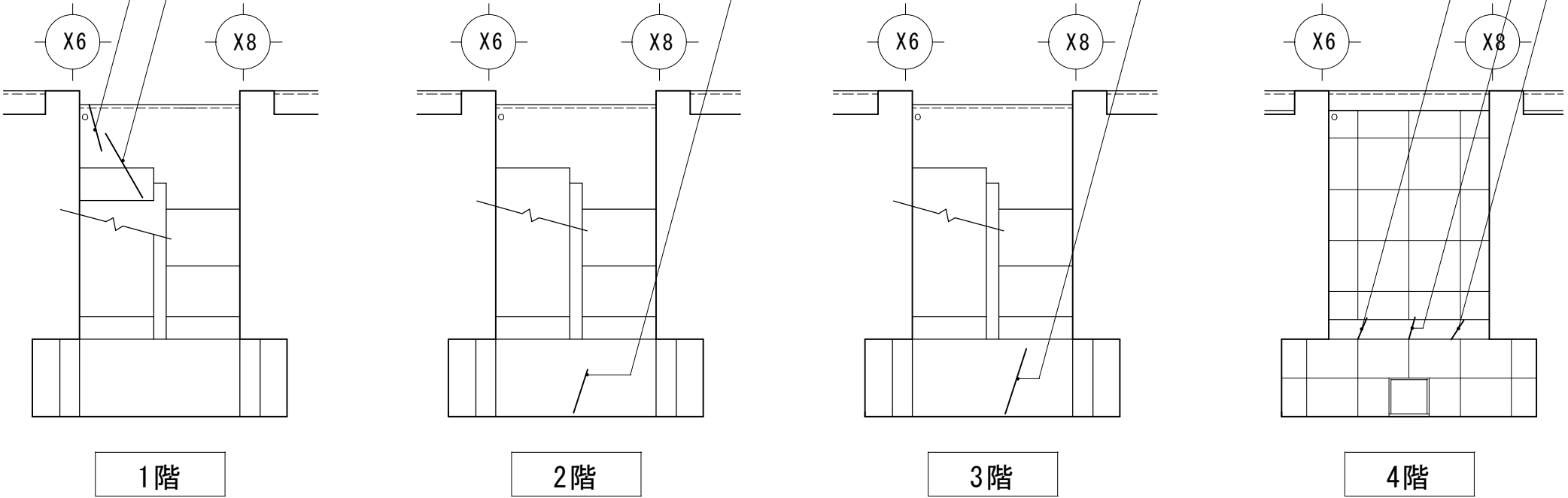
工事仮設足場設置後、外壁全面の調査を行い、調査図面作成後、

施工内容を協議の上決定の後、補修工事を行うこと。バルコニー塗膜防水、同様

* 塗材事前撤去

クラック補修ヶ所は注入ヶ所毎に、クラック部長さ W100程度

爆裂部は、爆裂部W、H共 補修部分+100程度



中央 階段天井伏せ図 1/100



東 階段内、立面図 1/100

損傷位置表示

凡 例	外 壁			
	K-	コンクリートクラック	亀裂補修 (巾0.2mm～1.0mm)	エポキシ樹脂注入工法
	T-	塗 材 事 前 撤 去	既存塗装材の撤去	クラック部注入ヶ所、W100程度
	B-	爆 裂 部	RC面	発錆鉄筋部錆止め ポリマー樹脂モルタル

* 図示は、1階、空室等目視可能部のみ調査の参考図面

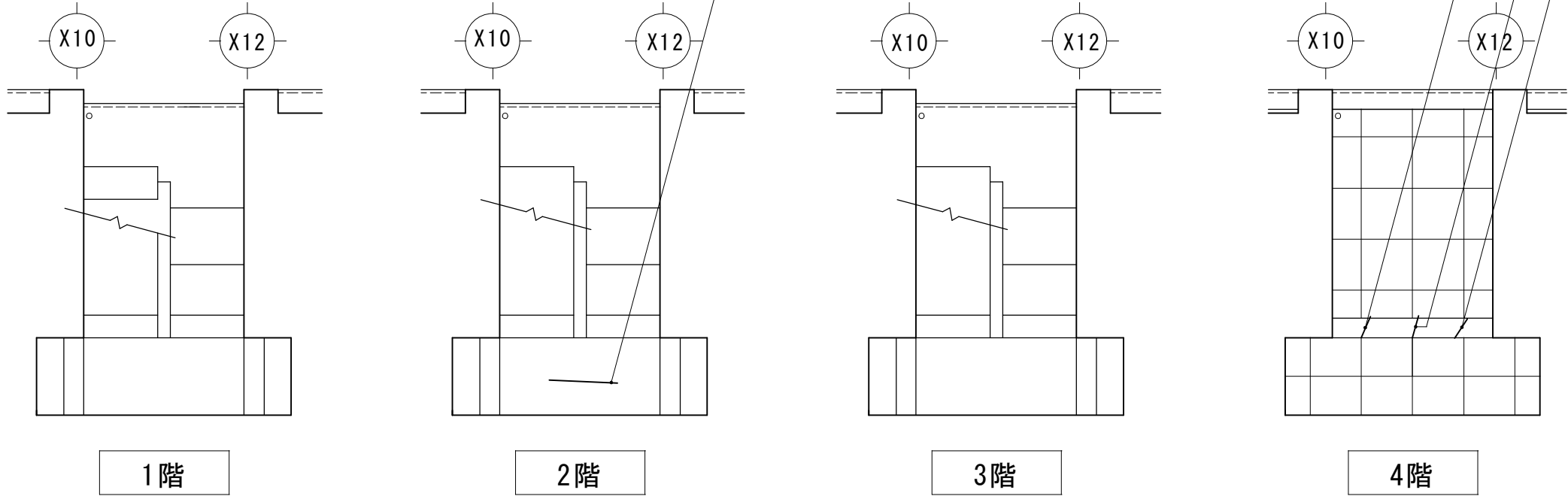
工事仮設足場設置後、外壁全面の調査を行い、調査図面作成後、

施工内容を協議の上決定の後、補修工事を行うこと。ハルコニ塗膜防水、同様

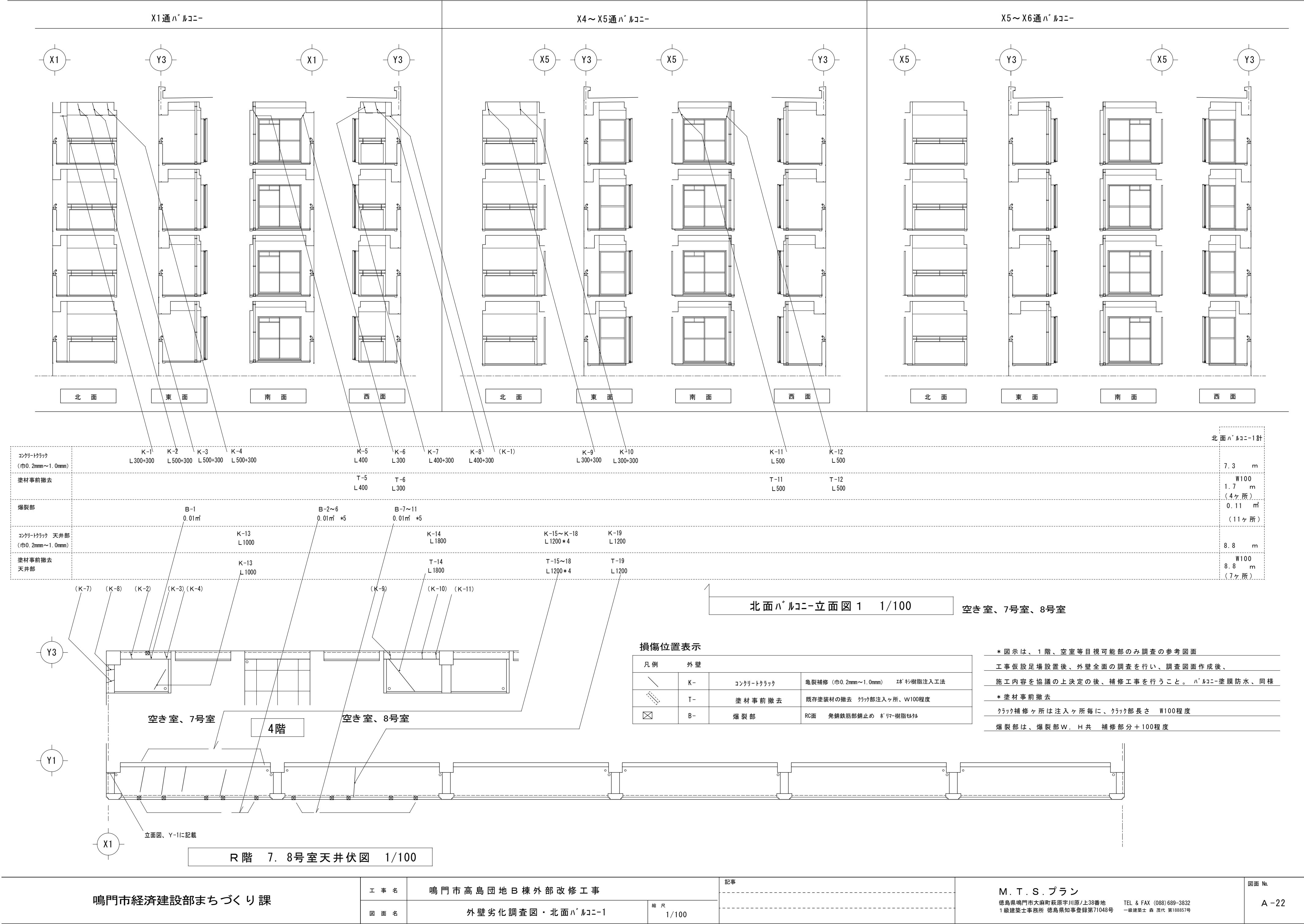
* 塗材事前撤去

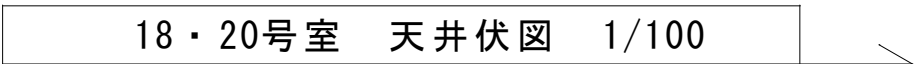
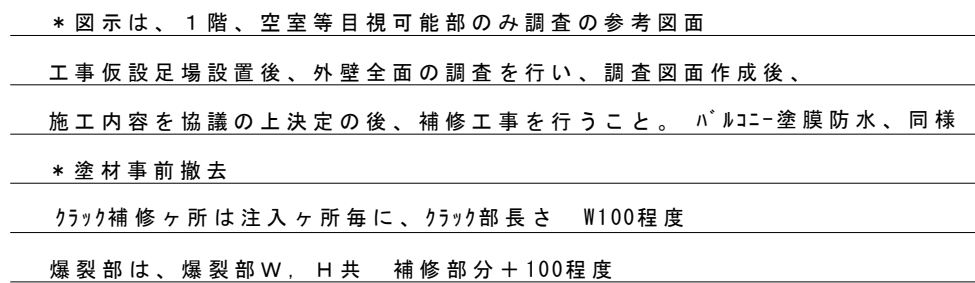
クラック補修ヶ所は注入ヶ所毎に、クラック部長さ W100程度

爆裂部は、爆裂部W、H共 補修部分+100程度

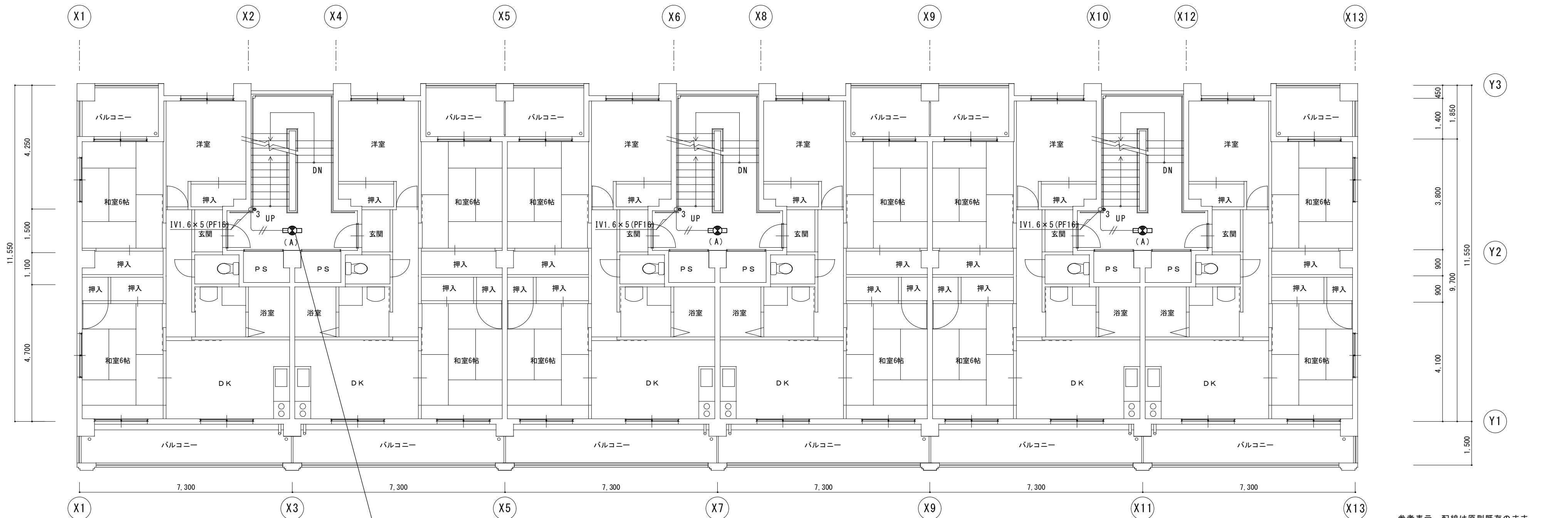


東 階段天井伏せ図 1/100



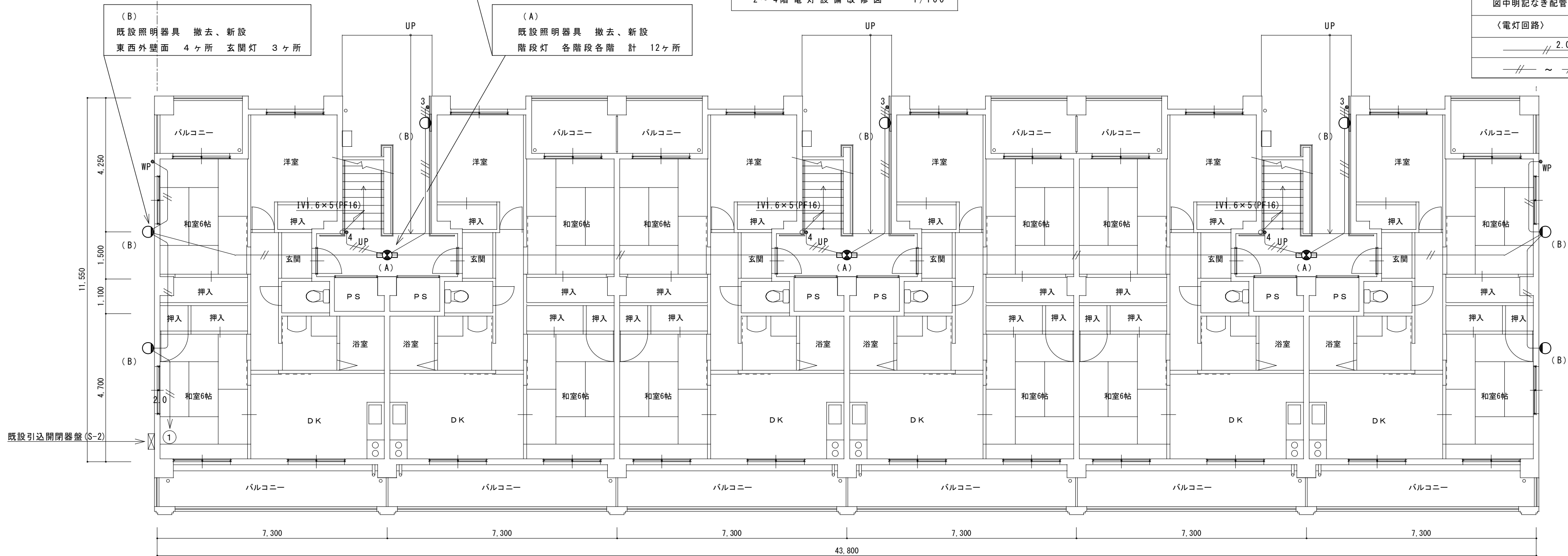


電気設備工事特記仕様書			種別	配管	配線	機械取付調整	備考	六その他	〇 解体材、発生材の処理 〇 他工事との取り合せ		〇 解体材、発生材のある場合は整理の上、一覧表を作成し、関係法令に基づき処分する。 〇 建築工事又は他の別途工事との取り合せは、あらかじめ充分打合せを行い、工事進行に支障なきようにする。																	
A 工事概要			7 弱電設備	電話設備					七材料機器等所作名	銅製電線管	日鉄鋼管	パナソニック電工	摂陽工業	丸一鋼管														
1 工事名称				インターホン設備						同上付属品	上記の他	電成興業	外山電気	日亜金属興業														
2 工事場所				放送設備						塩ビ電線管	三菱樹脂	積水化学工業	クボタ	パナソニック電工														
3 工事時期				電気時計設備						同上付属品	上記の他	日動電工	東洋化学産業	未来工業														
4 建物概要				インターネットLAN設備						電線、ケーブル	A級六社の他	カワイ電線	矢崎総業	西日本電線	タツタ電線	関西通信電線												
B 特記仕様書			トイレ呼び出し表示設備					配線器具	パナソニック電工	東芝ライテック	神保電器	明工社																
章 項目			特記事項		表示設備			〇 照明器具	パナソニック電工	東芝ライテック	三菱電機	大光電機	オーデリック															
一般共通事項	〇 共通仕様書	① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編） 平成31年版 および ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工編） 平成31年版 および ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工編） 平成31年版 ならびに建築基準法、消防法、電気設備技術基準、内線規定及び電力会社工事規則等関係諸規則により施工する。	8 防災設備	視聴覚設備				換気扇	パナソニックエコシステムズ	東芝キャリアノライテック	三菱電機																	
	〇 疑義	① 設計図および仕様書に相違ある場合、また明記ない場合や疑いを生じた場合は、すべて係員と協議し処理する。 ただし、軽微なものについては係員の指示に従う。		非常呼出設備					配、分電盤及び操作盤	パナソニック電工	河村電気	一光電機	月の宮電機															
	〇 工程表および施行計画書	① 着工に先立ち、工程表と共に施行計画書を作成提出し、係員の承諾を受ける。また各工事細部工程表は必要に応じ作成提出する。		非常放送設備					保安器盤、端子盤	香東電機	パナソニック電工	河村電気	一光電機	月の宮電機	日東工業													
	〇 下請人への決定	① 工事の一部を下請けとする場合、下請け人の決定はあらかじめ名簿を作成提出し、係員の承諾を受ける。		防火戸自動閉鎖設備					変圧器	東芝産業機器	三菱電機	日立産機システム	四変テック	愛知電機														
	〇 材料製作所の選定	① 資材発注前に指定された製作所のうち、本工事に使用する機器および材料の製作所名簿を一覧表として提出し、係員の承諾を受ける。		誘導灯設備					進相コンデンサー	東芝産業機器	三菱電機	ニチコン	日新電機															
	〇 施工図および製作図	① 施行に際し必要な図面ならびに製作図、承認図は遅滞なく作成提出し、係員の承諾を受ける。	非常照明設備					ノーマルヒューズブレーカー	東芝ライテックノ産業機器	パナソニック電工	三菱電機	富士電機	日立産機システム															
	〇 官公署への手続	① 官公署その他への諸手続は、請負者が代行し、その費用は本工事に含む。	機械警備設備					放送設備機材	パナソニック	日本ビクター	ＴＯＡ	ユニベックス																
	〇 工事記録写真	① 撮影時期、方法等は係員の指示により、工事中および完成時の写真を撮影し、提出する。						電話機、セキュリティ	日本電気	富士通	パナソニック	パナソニック電工	沖電気															
	〇 中間検査	① 工事中は、必要に応じて係員立会の上、中間検査を行う。						インターホン、ナースコール	パナソニックノ電工	アイホン	ケアコム	東芝ライテック																
	〇 竣工検査	① 工事完成の上は係員立会の上、絶縁試験、点灯試験、その他係員の指示する調査試験等の竣工検査を行う。						テレビ共聴機材	D Xアンテナ	パナソニック	マスプロ電工	日本アンテナ																
〇 完成引渡	① 鳴門市の規定による。						電気時計	セイコー	パナソニック電工	シチズンＴＩＣ																		
〇 工事保証期間	① 請負人の責任による事故および工事不良等は完成引渡後、2年間は無償にて遅滞なく修理、または新品と取替する。						防災設備機材	ホーチキ	沖電気防災	能美防災	パナソニック電工																	
二 仮設工事	〇 工事用仮設物 〇 工事用電力・水	① 建築工事による。 協議、調整の上使用のこと。 ① 本工事に必要な工事用仮設電力、水などの費用は請負者の負担とする。 ① 工事用電力 構内既存施設 ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償） ② 利用できない ① 工事用水 構内既存施設 ② 協議による（ ・ 有償 ・ 無償） ※ 利用できない	四材料機器等	電線管	・ 薄鋼電線管（19・・・75）は、表示されているものと同一外径のねじ無電線管を使用してもよい。 ① 本書及び設計図には、次の略号を使用する。ただし、薄鋼電線管、ねじなし電線管、P F管は、記入を省略する。 C P＝薄鋼電線管 C P E＝ねじ無電線管 C P＝厚鋼電線管 V E＝硬質塩化ビニール電線管 H I＝耐衝撃塩ビ電線管 P F＝P F管（合成樹脂製可とう電線管） P P＝プリカチューブ H P＝ヒューム管 P E＝P Eライニング電線管 F E P＝エフレックス管 ・ 本書および設計図には共通仕様書略号の他、次の略号を使用する。ただし、1 Vは記入を省略する。 S-50-FB＝同軸ケーブル ・ 新金属製 ・ ステンレス製 ・ 黄銅ホワイトブロンズ製 ・ 樹脂製（ ・ 無地 ・ 木目） ・ 東芝ワイドシリーズ ・ 松下フルカラーモダンプレート、ならびにコスモシリーズ・ワイド21 ・ アウトレットボックス ・ 鋳金製水平高低調整付プレート（空転防止リング付）とする。 ・ F S・F H（埋込部を除く蓋部分）は、メラミン樹脂焼付仕上げとする。 ・ 取付位置、配管状況に応じ、共通仕様書による。 ・ 共通仕様書による。 製造者規格品		電線・ケーブル			フラッシュプレートの材質			フロアボックス			フロアプレート			ブルボックス仕上等			位置ボックス			ブルボックス			
〇 工事用仮設物	① 建築工事による。 協議、調整の上使用のこと。	〇 工事用電力・水		① 本工事に必要な工事用仮設電力、水などの費用は請負者の負担とする。	電線管工事	・ 配管材は塩ビ電線管を使用する。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。 部分は電線管にて保護する。ただし、木道内はケーブル配線工事で良い。 ・ ハンドホール内は、ケーブル余長を1巻以上とすること。 ・ 端子盤、ブルボックス、ハンドホール内にて、ケーブルおよび呼線に行先標示板を、係員指示により取付する。 ・ 長さ1 m以上の入線しない管路には、1、2 m以上のビニール被覆付鉄線を挿入する。 ・ 諸器具の取付位置や高さ等は、施工図を作成し、係員の承認を得ること。 ・ 壁埋込形アウトレットボックス、スイッチボックスは、あらかじめ仮枠を入れる。型枠撤去後、突出しの正確に取付し、モルタルにて埋め戻しのこと。 ・ 壁埋込形分電盤、端子盤、ブルボックス、および配管等の壁の装貫通箇所にはあらかじめ、仮枠、スリーブを入れ、配管、器具取付後は、モルタル等にて埋め戻しのこと。 ・ スリーブ仮枠等、開口部の補強筋は建築構造仕様書により、（・本工事 ①建築工事）にて施行する。 ・ 建築基準法施工令、第112条15項、16項。第129条の2、1項7号により施工する。 ・ 地中埋設する金属管は（※防食テープ巻 ・ アスファルトジュート巻）を施す。 ・ 金物類は錆落しの上、錆止め塗装2回塗り以上とし、見え掛り部分は、指定色油性ペイント2回塗り以上とする。 ・ 各配管露出箇所は指定色調合ペイント2回塗り以上とする。 ・ 地中埋設配管の土冠りは、特記無き場合（※600以上 ・ 1200以上）とする。 ・ 地中埋設標識は（※標識テープ ・ 標識杭）とする。 ・ 天井埋込形器具の取付箇所の天井ボード類、下地の切込は（※本工事 ・ 建築工事）とし、強度を損なわないよう、下地の補強を（※本工事 ・ 建築工事）にて施行する。 電灯 電、動力 動、電話 T、電気時計 時、拡声 拡、インターホン イ、テレビ共聴 TV、火災報知器 火防犯 防印のシールを貼付る。 ・ 制御回路、通信設備の配線で、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは監督員との協議により図面表示と多少相違、増加させてよい。 ① 鉄筋探索を行い鉄筋を切断しないこと。 ① 穴あけ後はV E28を施工し、まわりを埋め戻しのこと。 ・ 既存配線移動にあたり、各利用者と日程等協議の上調整、施工のこと。		ケーブル余長			行先標示板			呼線入線			器具取付位置			スリーブ仮枠		
〇 蛍光灯安定器	① 直管20 W以上の蛍光灯照明器具は主構造材より、6 ㎜/φ 以上の丸鋼2本以上にて支持する。 ・ コード吊り以外の照明器具は、すべて接地する。 22 φを予備回路以上の本数で天井内、または天井下まで立上げる。	〇 照明器具吊ボルト		① 直管20 W以上の蛍光灯照明器具は主構造材より、6 ㎜/φ 以上の丸鋼2本以上にて支持する。	配管工事	・ 配管（ ） ・ 配線（ ） ・ 機器取付、点灯試験 ・ 三相3線式100ノ200 V 60 H z ① 単相2線式 100 V ・ 金属管工事 ・ 塩ビ管工事 ・ P F管工事 ・ ケーブル工事 ・ 金属線び工事 ・ タンブラスイッチ、コンセントは原則としてフルカラー通用形とする。 ・ タンブラスイッチはすべて、 ・ ネームスイッチを取付のこと。 ・ タンブラスイッチはホテルスイッチとする。 ・ 東芝ワイドシリーズを使用する。 ・ 松下コスモシリーズ・ワイド21を使用する。 ・ 防水形コンセント、および接地極付コンセントはプラグ付とする。 ・ 直管20 Wはグロー点灯式低力率型とする。 ・ 直管40 W以上は省電力安定器（ ・ インバータ形）を使用する。 ② 照明器具一覧表による。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。 部分は電線管にて保護する。ただし、木道内はケーブル配線工事で良い。 ・ ハンドホール内は、ケーブル余長を1巻以上とすること。 ・ 端子盤、ブルボックス、ハンドホール内にて、ケーブルおよび呼線に行先標示板を、係員指示により取付する。 ・ 長さ1 m以上の入線しない管路には、1、2 m以上のビニール被覆付鉄線を挿入する。 ・ 諸器具の取付位置や高さ等は、施工図を作成し、係員の承認を得ること。 ・ 壁埋込形アウトレットボックス、スイッチボックスは、あらかじめ仮枠を入れる。型枠撤去後、突出しの正確に取付し、モルタルにて埋め戻しのこと。 ・ 壁埋込形分電盤、端子盤、ブルボックス、および配管等の壁の装貫通箇所にはあらかじめ、仮枠、スリーブを入れ、配管、器具取付後は、モルタル等にて埋め戻しのこと。 ・ スリーブ仮枠等、開口部の補強筋は建築構造仕様書により、（・本工事 ①建築工事）にて施行する。 ・ 建築基準法施工令、第112条15項、16項。第129条の2、1項7号により施工する。 ・ 地中埋設する金属管は（※防食テープ巻 ・ アスファルトジュート巻）を施す。 ・ 金物類は錆落しの上、錆止め塗装2回塗り以上とし、見え掛り部分は、指定色油性ペイント2回塗り以上とする。 ・ 各配管露出箇所は指定色調合ペイント2回塗り以上とする。 ・ 地中埋設配管の土冠りは、特記無き場合（※600以上 ・ 1200以上）とする。 ・ 地中埋設標識は（※標識テープ ・ 標識杭）とする。 ・ 天井埋込形器具の取付箇所の天井ボード類、下地の切込は（※本工事 ・ 建築工事）とし、強度を損なわないよう、下地の補強を（※本工事 ・ 建築工事）にて施行する。 電灯 電、動力 動、電話 T、電気時計 時、拡声 拡、インターホン イ、テレビ共聴 TV、火災報知器 火防犯 防印のシールを貼付る。 ・ 制御回路、通信設備の配線で、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは監督員との協議により図面表示と多少相違、増加させてよい。 ① 鉄筋探索を行い鉄筋を切断しないこと。 ① 穴あけ後はV E28を施工し、まわりを埋め戻しのこと。 ・ 既存配線移動にあたり、各利用者と日程等協議の上調整、施工のこと。		ケーブル余長			行先標示板			呼線入線			器具取付位置			スリーブ仮枠		
〇 照明器具吊ボルト	① 直管20 W以上の蛍光灯照明器具は主構造材より、6 ㎜/φ 以上の丸鋼2本以上にて支持する。	〇 照明器具の接地		① 直管20 W以上の蛍光灯照明器具は主構造材より、6 ㎜/φ 以上の丸鋼2本以上にて支持する。	配管工事	・ 配管材は塩ビ電線管を使用する。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。 部分は電線管にて保護する。ただし、木道内はケーブル配線工事で良い。 ・ ハンドホール内は、ケーブル余長を1巻以上とすること。 ・ 端子盤、ブルボックス、ハンドホール内にて、ケーブルおよび呼線に行先標示板を、係員指示により取付する。 ・ 長さ1 m以上の入線しない管路には、1、2 m以上のビニール被覆付鉄線を挿入する。 ・ 諸器具の取付位置や高さ等は、施工図を作成し、係員の承認を得ること。 ・ 壁埋込形アウトレットボックス、スイッチボックスは、あらかじめ仮枠を入れる。型枠撤去後、突出しの正確に取付し、モルタルにて埋め戻しのこと。 ・ 壁埋込形分電盤、端子盤、ブルボックス、および配管等の壁の装貫通箇所にはあらかじめ、仮枠、スリーブを入れ、配管、器具取付後は、モルタル等にて埋め戻しのこと。 ・ スリーブ仮枠等、開口部の補強筋は建築構造仕様書により、（・本工事 ①建築工事）にて施行する。 ・ 建築基準法施工令、第112条15項、16項。第129条の2、1項7号により施工する。 ・ 地中埋設する金属管は（※防食テープ巻 ・ アスファルトジュート巻）を施す。 ・ 金物類は錆落しの上、錆止め塗装2回塗り以上とし、見え掛り部分は、指定色油性ペイント2回塗り以上とする。 ・ 各配管露出箇所は指定色調合ペイント2回塗り以上とする。 ・ 地中埋設配管の土冠りは、特記無き場合（※600以上 ・ 1200以上）とする。 ・ 地中埋設標識は（※標識テープ ・ 標識杭）とする。 ・ 天井埋込形器具の取付箇所の天井ボード類、下地の切込は（※本工事 ・ 建築工事）とし、強度を損なわないよう、下地の補強を（※本工事 ・ 建築工事）にて施行する。 電灯 電、動力 動、電話 T、電気時計 時、拡声 拡、インターホン イ、テレビ共聴 TV、火災報知器 火防犯 防印のシールを貼付る。 ・ 制御回路、通信設備の配線で、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは監督員との協議により図面表示と多少相違、増加させてよい。 ① 鉄筋探索を行い鉄筋を切断しないこと。 ① 穴あけ後はV E28を施工し、まわりを埋め戻しのこと。 ・ 既存配線移動にあたり、各利用者と日程等協議の上調整、施工のこと。		ケーブル余長			行先標示板			呼線入線			器具取付位置			スリーブ仮枠		
〇 分電盤の予備配管	① 直管20 W以上の蛍光灯照明器具は主構造材より、6 ㎜/φ 以上の丸鋼2本以上にて支持する。	〇 照明器具の接地		① 直管20 W以上の蛍光灯照明器具は主構造材より、6 ㎜/φ 以上の丸鋼2本以上にて支持する。	配管工事	・ 配管材は塩ビ電線管を使用する。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。 部分は電線管にて保護する。ただし、木道内はケーブル配線工事で良い。 ・ ハンドホール内は、ケーブル余長を1巻以上とすること。 ・ 端子盤、ブルボックス、ハンドホール内にて、ケーブルおよび呼線に行先標示板を、係員指示により取付する。 ・ 長さ1 m以上の入線しない管路には、1、2 m以上のビニール被覆付鉄線を挿入する。 ・ 諸器具の取付位置や高さ等は、施工図を作成し、係員の承認を得ること。 ・ 壁埋込形アウトレットボックス、スイッチボックスは、あらかじめ仮枠を入れる。型枠撤去後、突出しの正確に取付し、モルタルにて埋め戻しのこと。 ・ 壁埋込形分電盤、端子盤、ブルボックス、および配管等の壁の装貫通箇所にはあらかじめ、仮枠、スリーブを入れ、配管、器具取付後は、モルタル等にて埋め戻しのこと。 ・ スリーブ仮枠等、開口部の補強筋は建築構造仕様書により、（・本工事 ①建築工事）にて施行する。 ・ 建築基準法施工令、第112条15項、16項。第129条の2、1項7号により施工する。 ・ 地中埋設する金属管は（※防食テープ巻 ・ アスファルトジュート巻）を施す。 ・ 金物類は錆落しの上、錆止め塗装2回塗り以上とし、見え掛り部分は、指定色油性ペイント2回塗り以上とする。 ・ 各配管露出箇所は指定色調合ペイント2回塗り以上とする。 ・ 地中埋設配管の土冠りは、特記無き場合（※600以上 ・ 1200以上）とする。 ・ 地中埋設標識は（※標識テープ ・ 標識杭）とする。 ・ 天井埋込形器具の取付箇所の天井ボード類、下地の切込は（※本工事 ・ 建築工事）とし、強度を損なわないよう、下地の補強を（※本工事 ・ 建築工事）にて施行する。 電灯 電、動力 動、電話 T、電気時計 時、拡声 拡、インターホン イ、テレビ共聴 TV、火災報知器 火防犯 防印のシールを貼付る。 ・ 制御回路、通信設備の配線で、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは監督員との協議により図面表示と多少相違、増加させてよい。 ① 鉄筋探索を行い鉄筋を切断しないこと。 ① 穴あけ後はV E28を施工し、まわりを埋め戻しのこと。 ・ 既存配線移動にあたり、各利用者と日程等協議の上調整、施工のこと。		ケーブル余長			行先標示板			呼線入線			器具取付位置			スリーブ仮枠		
2 動力設備	・ 工事範囲 ・ 電気方式 ・ 施工方法	・ 配線器具	① 配管（PFS ） ② 配線（EM- EEF ） ③ 機器取付、点灯試験 ・ 単相3線式100ノ200 V 60 H z ① 単相2線式 100 V ・ 金属管工事 ・ 塩ビ管工事 ・ P F管工事 ・ ケーブル工事 ・ 金属線び工事 ・ タンブラスイッチ、コンセントは原則としてフルカラー通用形とする。 ・ タンブラスイッチはすべて、 ・ ネームスイッチを取付のこと。 ・ タンブラスイッチはホテルスイッチとする。 ・ 東芝ワイドシリーズを使用する。 ・ 松下コスモシリーズ・ワイド21を使用する。 ・ 防水形コンセント、および接地極付コンセントはプラグ付とする。 ・ 直管20 Wはグロー点灯式低力率型とする。 ・ 直管40 W以上は省電力安定器（ ・ インバータ形）を使用する。 ② 照明器具一覧表による。	配管工事	・ 配管材は塩ビ電線管を使用する。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。 部分は電線管にて保護する。ただし、木道内はケーブル配線工事で良い。 ・ ハンドホール内は、ケーブル余長を1巻以上とすること。 ・ 端子盤、ブルボックス、ハンドホール内にて、ケーブルおよび呼線に行先標示板を、係員指示により取付する。 ・ 長さ1 m以上の入線しない管路には、1、2 m以上のビニール被覆付鉄線を挿入する。 ・ 諸器具の取付位置や高さ等は、施工図を作成し、係員の承認を得ること。 ・ 壁埋込形アウトレットボックス、スイッチボックスは、あらかじめ仮枠を入れる。型枠撤去後、突出しの正確に取付し、モルタルにて埋め戻しのこと。 ・ 壁埋込形分電盤、端子盤、ブルボックス、および配管等の壁の装貫通箇所にはあらかじめ、仮枠、スリーブを入れ、配管、器具取付後は、モルタル等にて埋め戻しのこと。 ・ スリーブ仮枠等、開口部の補強筋は建築構造仕様書により、（・本工事 ①建築工事）にて施行する。 ・ 建築基準法施工令、第112条15項、16項。第129条の2、1項7号により施工する。 ・ 地中埋設する金属管は（※防食テープ巻 ・ アスファルトジュート巻）を施す。 ・ 金物類は錆落しの上、錆止め塗装2回塗り以上とし、見え掛り部分は、指定色油性ペイント2回塗り以上とする。 ・ 各配管露出箇所は指定色調合ペイント2回塗り以上とする。 ・ 地中埋設配管の土冠りは、特記無き場合（※600以上 ・ 1200以上）とする。 ・ 地中埋設標識は（※標識テープ ・ 標識杭）とする。 ・ 天井埋込形器具の取付箇所の天井ボード類、下地の切込は（※本工事 ・ 建築工事）とし、強度を損なわないよう、下地の補強を（※本工事 ・ 建築工事）にて施行する。 電灯 電、動力 動、電話 T、電気時計 時、拡声 拡、インターホン イ、テレビ共聴 TV、火災報知器 火防犯 防印のシールを貼付る。 ・ 制御回路、通信設備の配線で、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは監督員との協議により図面表示と多少相違、増加させてよい。 ① 鉄筋探索を行い鉄筋を切断しないこと。 ① 穴あけ後はV E28を施工し、まわりを埋め戻しのこと。 ・ 既存配線移動にあたり、各利用者と日程等協議の上調整、施工のこと。		ケーブル余長			行先標示板			呼線入線			器具取付位置			スリーブ仮枠			
3 幹線設備	・ 工事範囲 ・ 電気方式 ・ 施工方法	・ 配線器具	① 配管（PFS ） ② 配線（EM- EEF ） ③ 機器取付、点灯試験 ・ 単相3線式100ノ200 V 60 H z ① 単相2線式 100 V ・ 金属管工事 ・ 塩ビ管工事 ・ P F管工事 ・ ケーブル工事 ・ 金属線び工事 ・ タンブラスイッチ、コンセントは原則としてフルカラー通用形とする。 ・ タンブラスイッチはすべて、 ・ ネームスイッチを取付のこと。 ・ タンブラスイッチはホテルスイッチとする。 ・ 東芝ワイドシリーズを使用する。 ・ 松下コスモシリーズ・ワイド21を使用する。 ・ 防水形コンセント、および接地極付コンセントはプラグ付とする。 ・ 直管20 Wはグロー点灯式低力率型とする。 ・ 直管40 W以上は省電力安定器（ ・ インバータ形）を使用する。 ② 照明器具一覧表による。	配管工事	・ 配管材は塩ビ電線管を使用する。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。 部分は電線管にて保護する。ただし、木道内はケーブル配線工事で良い。 ・ ハンドホール内は、ケーブル余長を1巻以上とすること。 ・ 端子盤、ブルボックス、ハンドホール内にて、ケーブルおよび呼線に行先標示板を、係員指示により取付する。 ・ 長さ1 m以上の入線しない管路には、1、2 m以上のビニール被覆付鉄線を挿入する。 ・ 諸器具の取付位置や高さ等は、施工図を作成し、係員の承認を得ること。 ・ 壁埋込形アウトレットボックス、スイッチボックスは、あらかじめ仮枠を入れる。型枠撤去後、突出しの正確に取付し、モルタルにて埋め戻しのこと。 ・ 壁埋込形分電盤、端子盤、ブルボックス、および配管等の壁の装貫通箇所にはあらかじめ、仮枠、スリーブを入れ、配管、器具取付後は、モルタル等にて埋め戻しのこと。 ・ スリーブ仮枠等、開口部の補強筋は建築構造仕様書により、（・本工事 ①建築工事）にて施行する。 ・ 建築基準法施工令、第112条15項、16項。第129条の2、1項7号により施工する。 ・ 地中埋設する金属管は（※防食テープ巻 ・ アスファルトジュート巻）を施す。 ・ 金物類は錆落しの上、錆止め塗装2回塗り以上とし、見え掛り部分は、指定色油性ペイント2回塗り以上とする。 ・ 各配管露出箇所は指定色調合ペイント2回塗り以上とする。 ・ 地中埋設配管の土冠りは、特記無き場合（※600以上 ・ 1200以上）とする。 ・ 地中埋設標識は（※標識テープ ・ 標識杭）とする。 ・ 天井埋込形器具の取付箇所の天井ボード類、下地の切込は（※本工事 ・ 建築工事）とし、強度を損なわないよう、下地の補強を（※本工事 ・ 建築工事）にて施行する。 電灯 電、動力 動、電話 T、電気時計 時、拡声 拡、インターホン イ、テレビ共聴 TV、火災報知器 火防犯 防印のシールを貼付る。 ・ 制御回路、通信設備の配線で、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは監督員との協議により図面表示と多少相違、増加させてよい。 ① 鉄筋探索を行い鉄筋を切断しないこと。 ① 穴あけ後はV E28を施工し、まわりを埋め戻しのこと。 ・ 既存配線移動にあたり、各利用者と日程等協議の上調整、施工のこと。		ケーブル余長			行先標示板			呼線入線			器具取付位置			スリーブ仮枠			
4 受変電設備	・ 工事範囲 ・ 電気方式 ・ 予備品	・ 配線器具	① 配管（PFS ） ② 配線（EM- EEF ） ③ 機器取付、点灯試験 ・ 単相3線式100ノ200 V 60 H z ① 単相2線式 100 V ・ 金属管工事 ・ 塩ビ管工事 ・ P F管工事 ・ ケーブル工事 ・ 金属線び工事 ・ タンブラスイッチ、コンセントは原則としてフルカラー通用形とする。 ・ タンブラスイッチはすべて、 ・ ネームスイッチを取付のこと。 ・ タンブラスイッチはホテルスイッチとする。 ・ 東芝ワイドシリーズを使用する。 ・ 松下コスモシリーズ・ワイド21を使用する。 ・ 防水形コンセント、および接地極付コンセントはプラグ付とする。 ・ 直管20 Wはグロー点灯式低力率型とする。 ・ 直管40 W以上は省電力安定器（ ・ インバータ形）を使用する。 ② 照明器具一覧表による。	配管工事	・ 配管材は塩ビ電線管を使用する。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。 部分は電線管にて保護する。ただし、木道内はケーブル配線工事で良い。 ・ ハンドホール内は、ケーブル余長を1巻以上とすること。 ・ 端子盤、ブルボックス、ハンドホール内にて、ケーブルおよび呼線に行先標示板を、係員指示により取付する。 ・ 長さ1 m以上の入線しない管路には、1、2 m以上のビニール被覆付鉄線を挿入する。 ・ 諸器具の取付位置や高さ等は、施工図を作成し、係員の承認を得ること。 ・ 壁埋込形アウトレットボックス、スイッチボックスは、あらかじめ仮枠を入れる。型枠撤去後、突出しの正確に取付し、モルタルにて埋め戻しのこと。 ・ 壁埋込形分電盤、端子盤、ブルボックス、および配管等の壁の装貫通箇所にはあらかじめ、仮枠、スリーブを入れ、配管、器具取付後は、モルタル等にて埋め戻しのこと。 ・ スリーブ仮枠等、開口部の補強筋は建築構造仕様書により、（・本工事 ①建築工事）にて施行する。 ・ 建築基準法施工令、第112条15項、16項。第129条の2、1項7号により施工する。 ・ 地中埋設する金属管は（※防食テープ巻 ・ アスファルトジュート巻）を施す。 ・ 金物類は錆落しの上、錆止め塗装2回塗り以上とし、見え掛り部分は、指定色油性ペイント2回塗り以上とする。 ・ 各配管露出箇所は指定色調合ペイント2回塗り以上とする。 ・ 地中埋設配管の土冠りは、特記無き場合（※600以上 ・ 1200以上）とする。 ・ 地中埋設標識は（※標識テープ ・ 標識杭）とする。 ・ 天井埋込形器具の取付箇所の天井ボード類、下地の切込は（※本工事 ・ 建築工事）とし、強度を損なわないよう、下地の補強を（※本工事 ・ 建築工事）にて施行する。 電灯 電、動力 動、電話 T、電気時計 時、拡声 拡、インターホン イ、テレビ共聴 TV、火災報知器 火防犯 防印のシールを貼付る。 ・ 制御回路、通信設備の配線で、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは監督員との協議により図面表示と多少相違、増加させてよい。 ① 鉄筋探索を行い鉄筋を切断しないこと。 ① 穴あけ後はV E28を施工し、まわりを埋め戻しのこと。 ・ 既存配線移動にあたり、各利用者と日程等協議の上調整、施工のこと。		ケーブル余長			行先標示板			呼線入線			器具取付位置			スリーブ仮枠			
5 自家発電設備	・ 工事範囲 ・ 電気方式 ・ 機器仕様 ・ 予備品	・ 配線器具	① 配管（PFS ） ② 配線（EM- EEF ） ③ 機器取付、点灯試験 ・ 単相3線式100ノ200 V 60 H z ① 単相2線式 100 V ・ 金属管工事 ・ 塩ビ管工事 ・ P F管工事 ・ ケーブル工事 ・ 金属線び工事 ・ タンブラスイッチ、コンセントは原則としてフルカラー通用形とする。 ・ タンブラスイッチはすべて、 ・ ネームスイッチを取付のこと。 ・ タンブラスイッチはホテルスイッチとする。 ・ 東芝ワイドシリーズを使用する。 ・ 松下コスモシリーズ・ワイド21を使用する。 ・ 防水形コンセント、および接地極付コンセントはプラグ付とする。 ・ 直管20 Wはグロー点灯式低力率型とする。 ・ 直管40 W以上は省電力安定器（ ・ インバータ形）を使用する。 ② 照明器具一覧表による。	配管工事	・ 配管材は塩ビ電線管を使用する。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。 部分は電線管にて保護する。ただし、木道内はケーブル配線工事で良い。 ・ ハンドホール内は、ケーブル余長を1巻以上とすること。 ・ 端子盤、ブルボックス、ハンドホール内にて、ケーブルおよび呼線に行先標示板を、係員指示により取付する。 ・ 長さ1 m以上の入線しない管路には、1、2 m以上のビニール被覆付鉄線を挿入する。 ・ 諸器具の取付位置や高さ等は、施工図を作成し、係員の承認を得ること。 ・ 壁埋込形アウトレットボックス、スイッチボックスは、あらかじめ仮枠を入れる。型枠撤去後、突出しの正確に取付し、モルタルにて埋め戻しのこと。 ・ 壁埋込形分電盤、端子盤、ブルボックス、および配管等の壁の装貫通箇所にはあらかじめ、仮枠、スリーブを入れ、配管、器具取付後は、モルタル等にて埋め戻しのこと。 ・ スリーブ仮枠等、開口部の補強筋は建築構造仕様書により、（・本工事 ①建築工事）にて施行する。 ・ 建築基準法施工令、第112条15項、16項。第129条の2、1項7号により施工する。 ・ 地中埋設する金属管は（※防食テープ巻 ・ アスファルトジュート巻）を施す。 ・ 金物類は錆落しの上、錆止め塗装2回塗り以上とし、見え掛り部分は、指定色油性ペイント2回塗り以上とする。 ・ 各配管露出箇所は指定色調合ペイント2回塗り以上とする。 ・ 地中埋設配管の土冠りは、特記無き場合（※600以上 ・ 1200以上）とする。 ・ 地中埋設標識は（※標識テープ ・ 標識杭）とする。 ・ 天井埋込形器具の取付箇所の天井ボード類、下地の切込は（※本工事 ・ 建築工事）とし、強度を損なわないよう、下地の補強を（※本工事 ・ 建築工事）にて施行する。 電灯 電、動力 動、電話 T、電気時計 時、拡声 拡、インターホン イ、テレビ共聴 TV、火災報知器 火防犯 防印のシールを貼付る。 ・ 制御回路、通信設備の配線で、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは監督員との協議により図面表示と多少相違、増加させてよい。 ① 鉄筋探索を行い鉄筋を切断しないこと。 ① 穴あけ後はV E28を施工し、まわりを埋め戻しのこと。 ・ 既存配線移動にあたり、各利用者と日程等協議の上調整、施工のこと。		ケーブル余長			行先標示板			呼線入線			器具取付位置			スリーブ仮枠			
6 避雷設備	・ 工事範囲 ・ 受雷部 ・ 避雷導線 ・ 試験端子盤 ・ 接地極	・ 配線器具	① 配管（PFS ） ② 配線（EM- EEF ） ③ 機器取付、点灯試験 ・ 単相3線式100ノ200 V 60 H z ① 単相2線式 100 V ・ 金属管工事 ・ 塩ビ管工事 ・ P F管工事 ・ ケーブル工事 ・ 金属線び工事 ・ タンブラスイッチ、コンセントは原則としてフルカラー通用形とする。 ・ タンブラスイッチはすべて、 ・ ネームスイッチを取付のこと。 ・ タンブラスイッチはホテルスイッチとする。 ・ 東芝ワイドシリーズを使用する。 ・ 松下コスモシリーズ・ワイド21を使用する。 ・ 防水形コンセント、および接地極付コンセントはプラグ付とする。 ・ 直管20 Wはグロー点灯式低力率型とする。 ・ 直管40 W以上は省電力安定器（ ・ インバータ形）を使用する。 ② 照明器具一覧表による。	配管工事	・ 配管材は塩ビ電線管を使用する。		支持固定	・ 主構造材より用途に適した支持金物や、吊ボルト等を用い堅固に固定する。また、支持間隔は共通仕様書による。		配線工事	・ 主に架空配線とし1部管内及びステップ止めとする。<																	



2～4階電灯設備改修図 1/100

参考表示 配線は原則既存のまま	
図中明記なき配管・配線は下記とする。	
〈電灯回路〉	
—— // 2.0	IV2.0×2 (PF16)
—— // ~ ///	IV1.6×2 (PF16) ~ 5 (PF16)



1階電灯設備改修図 1/100